

福島沿岸 海岸保全基本計画

～ともに考え、ともにつくり

未来へ残そう“うつくしまの海岸”～



福島県
平成29年3月

福島沿岸海岸保全基本計画

目 次

第1 海岸の保全に関する事項

1 海岸の現況及び保全の方向に関する事項	
(1) 海岸の概要	-----1
(2) 海岸災害と防災	-----6
2 沿岸の基本理念	-----9
3 海岸の防護に関する事項	
(1) 防護の施策	-----10
4 海岸環境の整備及び保全に関する事項	
(1) 海岸環境の整備及び保全のための施策	-----13
(2) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する方針	-----16
5 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	
(1) 海岸利用促進のための施策	-----17
6 海岸における愛護啓発に関する事項	
(1) 海岸の愛護啓発のための施策	-----20

第2 海岸保全施設の整備に関する事項

1 海岸保全施設を整備しようとする区域	
(1) ゾーン及びブロック区分	-----22
(2) 施設整備にあたっての方針	-----22
(3) 海岸保全施設整備の考え方	-----23
2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等	
(1) 海岸保全施設の特徴	-----26
(2) 計画事項	-----30
(3) 整備計画	-----31

第3 その他

1 情報発信と地域住民の参画	-----72
2 計画の見直し	-----72

まえがき

(これまでの経緯)

福島県では、改正海岸法により、防護・環境・利用の調和がとれた総合的な海岸の保全を推進するため、国が定めた海岸保全基本方針に基づき「福島沿岸の海岸保全基本計画」を平成16年11月に策定した。

本計画は、福島沿岸（福島県相馬市茶屋ヶ岬～茨城県境）を対象として、長期的な海岸保全の基本的方向と施策を示すものであり、同計画に沿って、高潮・波浪等の災害に対する安全度の向上や海岸の適正な利活用の推進、警戒避難体制の整備などを進めてきた。

なお、本計画の策定に際しては、関連計画との整合性を図るとともに、学識経験者及び住民代表からなる沿岸懇談会、地域住民、関係市町村長、関係海岸管理者等の意見を充分に反映させた。

（福島沿岸海岸保全基本計画の第1回変更）

その後、平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、過去最大クラスの地震動やそれに伴う津波、地殻変動により本県の沿岸全域において、海岸堤防の倒壊等海岸保全施設が壊滅的な被害を受け、その背後の人命・資産に甚大な被害をもたらした。

このため、本県では、被災地の一日も早い復興を実現するため、平成23年10月までに応急対策を実施し、被害の拡大防止を図るとともに、平成23年7月に有識者から構成される「福島県海岸における津波対策等検討会」を設置し、同年10月には同検討会の提言を受け、比較的発生頻度の高い一定程度の津波及び高潮・波浪に対応した計画堤防高や構造等の基本的事項を決定した。

この基本的事項に基づき、一部の地区海岸における海岸堤防等の本復旧工事に先行的に着手するとともに、今後本県の沿岸全域において本復旧工事が本格化することや平成23年東日本大震災前後の海岸保全を取り巻く状況変化を踏まえ、今般本計画を変更することとした。

本計画変更にあっては、海岸保全施設の整備に関する事項を見直すとともに、改めて、海岸保全の基本的方向として海岸環境の整備及び保全に関する事項や海岸における公衆の適正な利用に関する事項についても、現時点で可能な範囲で見直すものである。

なお、東京電力福島第1原子力発電所の事故に伴い、立ち入りが制限されてい

る警戒区域等については、計画堤防高の見直しのみとした。

また、沖合施設の計画等については、今後の復旧・復興の進捗状況や、海岸地形の変動状況等を踏まえ、改めて有識者や住民の方々の意見を聴きながら、必要に応じ見直していくこととする。

(福島沿岸海岸保全基本計画の第2回変更)

福島沿岸海岸保全基本計画第1回変更後の平成26年6月に、海岸法の改正により海岸管理者は海岸保全施設を良好な状態に保つよう維持・修繕すべきことが明確化されたことを踏まえ、「海岸保全施設の維持又は修繕の方法」について、記述の追加をするものである。

(福島沿岸海岸保全基本計画の第3回変更)

福島沿岸海岸保全基本計画第2回変更後に整備対象施設が追加になったことから、記述の追加をするものである。

(変更履歴)

平成16年11月：福島沿岸 海岸保全基本計画 策定

平成25年 4月：福島沿岸 海岸保全基本計画 第1回目変更

平成28年 3月：福島沿岸 海岸保全基本計画 第2回目変更

平成29年 3月：福島沿岸 海岸保全基本計画 第3回目変更

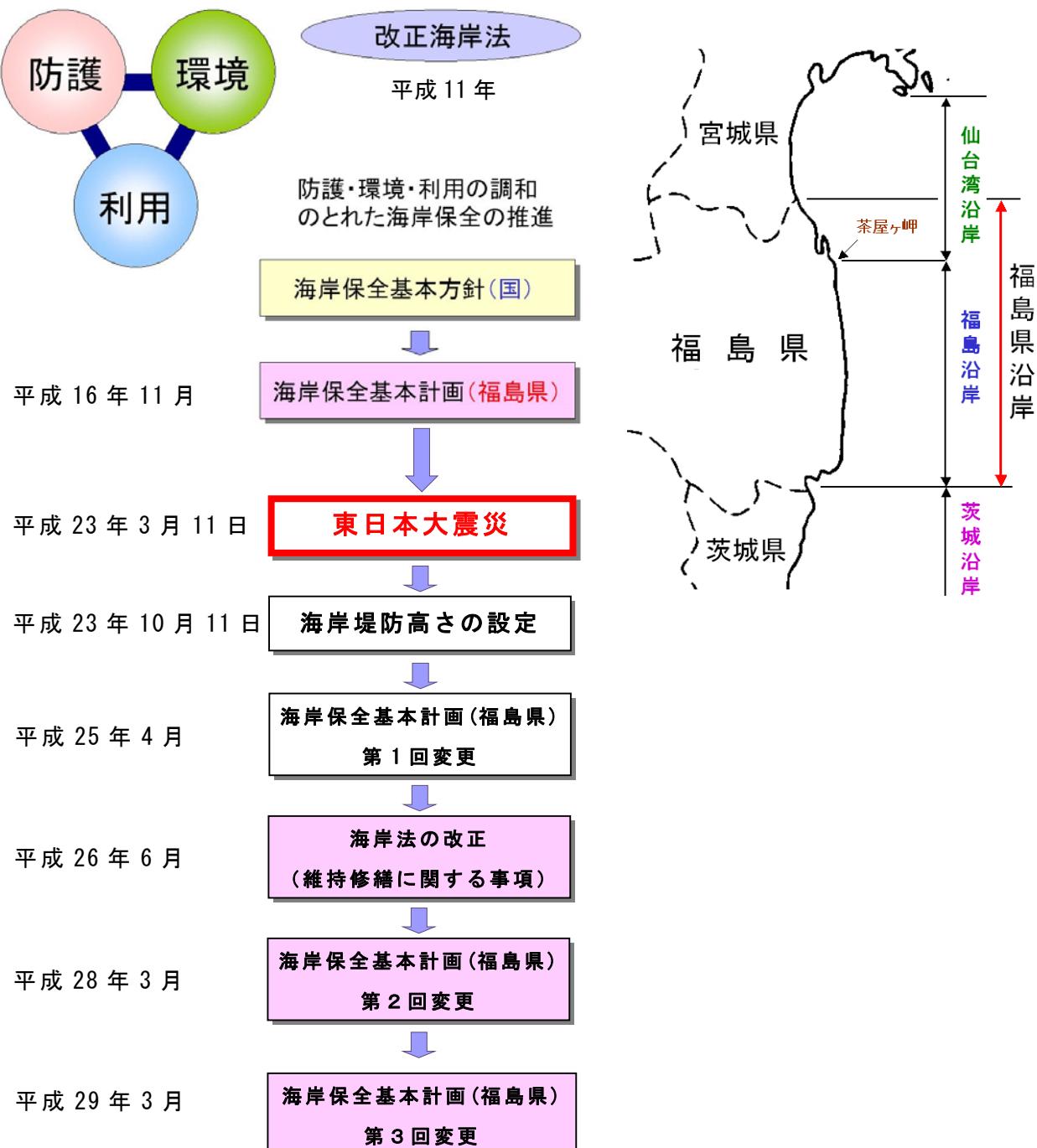


図 海岸保全基本計画策定および変更の流れ

第1 海岸の保全に関する事項

1 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

(1) 海岸の概要

ア 福島沿岸の概況

福島沿岸は、太平洋に面した福島県相馬市からいわき市に至る延長約139kmの海岸である。

海岸線は全般的に直線状の単調な形状であり、北部の相馬地方と南部のいわき地方は比較的長い砂浜が広がっているが、中部の双葉地方では海岸線まで丘陵がせまり、高さ20~30mの崖となっている。

この沿岸に流れ込む主な河川は、二級河川の真野川、新田川、請戸川、木戸川、夏井川、鮫川等があり、いずれも阿武隈山地に水源を発する急流河川で海岸における主要な土砂供給源となっている。^{*1}

福島沿岸を形づくる地形・地質は、海岸部付近は阿武隈山地の東縁に沿って段丘状に丘陵地が発達しており、北部から中部にかけての丘陵地は新第三紀層、南部は白亜紀層と新第三紀層を基盤としている。^{*2}

海底の地形は、北部から中部にかけては遠浅であるが起伏が大きく、南部では勾配が急で単調である。また、土質は主に砂であり水深40mより浅いところには岩盤が多く点在している。^{*3}

気候は、夏は涼しく、冬は比較的温暖な太平洋気候で、降雪日は数えるほどしかない。風向は年間を通じて陸から海に向かう北西風が最も多いが、夏季は海から陸に向かう南西の風が多く、冬季には北西の風が多いという季節的な変化が見られる。^{*4}

一方、海流は、福島県沖で寒流（親潮）と暖流（黒潮）が交わっている。^{*5}また、福島沿岸における漂砂は北向きが多く、一部の海岸ではポケットビーチ内の土砂の移動が見られる。^{*1}

海岸の地形変化や災害に大きな影響を及ぼす波浪は、福島沿岸が直接外洋に面しているため、波高が高く周期の長い波が多いのが特徴で、波向としては、冬季は北北東から東にかけて、夏季は南東方向、春季・秋季では東から南東方向の波が多い。^{*6}

*1 平成9年度福島沿岸海岸侵食調査（福島県：1997）

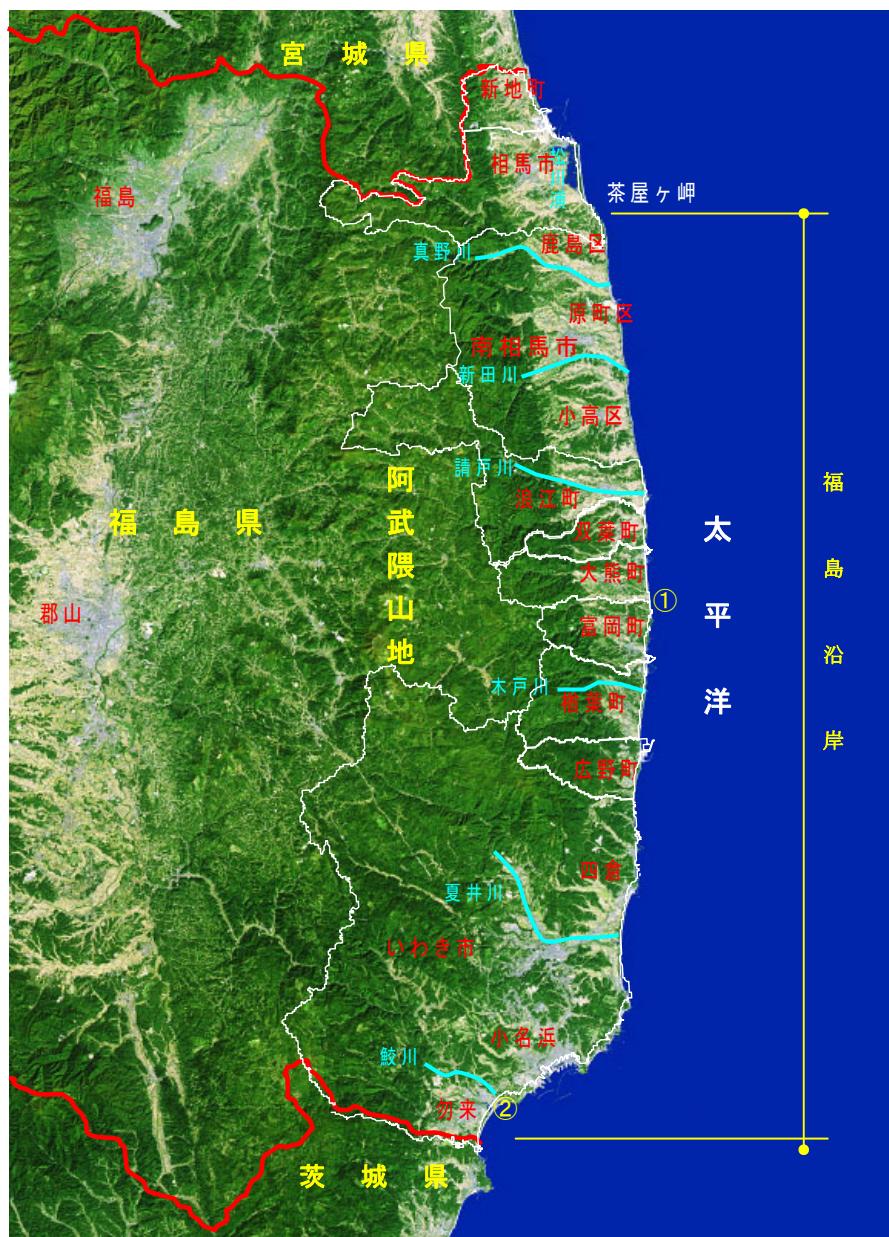
*2 福島県の地質図、福島県地学のガイド（鈴木敬治：1992）

*3 福島県海域環境マップ（福島県：1994）

*4 アメダス気象データ（気象庁：2001）

*5 本州南・東岸水路誌（海上保安庁：1986）

*6 昭和62年福島県海岸特性調査（福島県：1987）



出典：ランドサット画像を編集



①小良ヶ浜海岸（大熊町）



②須賀海岸（いわき市）

写真-1 福島沿岸の地形・地質

イ 自然環境

福島沿岸は、海岸線の約半分が県立自然公園（磐城海岸、勿来）、自然環境保全地域（熊川海岸）に指定^{*7}されているように優れた自然環境が多く残っている。また、いわき市の薄磯海岸が、日本の渚・百選^{*8}として認定されている。

海岸線近くにはクロマツ等の海岸林やハマヒルガオ、ハマボウフウ、ハマエンドウといった砂浜に生育する植物が見られる。

また、植物の植生区分では暖温帯の北端にあたることから、スダジイ等の当地域を北限とする植物も多い。^{*9}

このような植物の分布は、それ自体が主要な海岸環境の要素となっているだけではなく、そこを生息の場とする生物にとっても欠かせない環境を提供しているとともに、飛砂やしぶきを防止する効果がある。

これらの地域には、ユリカモメ、ウミウ等の水鳥が多く見られ、海底の岩場にはカニ類、サザエ、アワビ等が生息し、砂浜ではホッキガイ、ヌノメアサリ等の二枚貝類の他、エビ類、ゴカイ類が生息している。主要な魚類としてはカレイ、ヒラメ等が多く、沿岸に流入する河川にはサケの遡上がみられる。また、貴重な動植物としては、県指定の天然記念物であるマルバシャリンバイ（南相馬市南海老）やコシダ・ウラジロ自生地（いわき市小浜）、国指定の天然記念物であるウミウがいわき市照島に生息している。^{*9}

また、近年、夏井川河口付近では絶滅の危機に瀕しているコアジサシの営巣やいわき市の砂浜海岸（四倉・勿来）でアカウミガメの産卵や孵化が確認されている。海域で見られる生物については、アラメやガラモ類等の褐藻類と呼ばれる海藻を中心に、多くの藻場が点在しており^{*9}、魚類の産卵や稚魚育成のための貴重な場所となっている。

なお、東北地方太平洋沖地震に伴う津波による海岸地形の変化等に伴い、野生動植物の生息生育が変化したことが一部報告されているが、現時点で不明確な点が多い。



写真-2 薄磯海岸（いわき市）



写真-3 マルバシャリンバイ群落
南海老海岸（南相馬市）

*7 福島県自然環境情報（福島県：2002）

*8 日本の渚 100 選（日本の渚中央委員会：1996）

*9 第2,3回自然環境保全基礎調査(環境庁：1979,1989)、福島県植物誌（福島県植物誌編纂委員会：1987）、レッドデータブックふくしまⅠⅡ（福島県：2002,2003）、ふるさとの鳥をたずねる（福島県野鳥の会：1979）

ウ 社会環境

福島沿岸の地域には、県内人口（約203万人）の約24%に当たる約48万人（平成22年国勢調査）が住んでおり^{*10}、重要な港湾である小名浜港の臨海地域を中心に福島県の産業の拠点となっている。近年は高速交通網の整備に伴って、エレクトロニクス関連企業の立地がめざましい。また、発電所が多く立地し、全国でも有数の電力供給基地となっている。

一方、福島県の沖合は、寒流（親潮）と暖流（黒潮）が交じわる恵まれた漁場環境を有していることから、古くから漁業が盛んである。また、北部や中部は沿岸漁業の基地として、南部は小名浜港を中心とした沖合・遠洋漁業の基地として本県経済の一翼を担ってきた。

これらの産業と首都圏やその他地域とを結びつける交通網は、海岸線にほぼ並行して、常磐自動車道、国道6号、JR常磐線等があり、交通網の整備の進展が本地域の産業や観光の活性化を促進し、沿岸の生産活動の拡大、発展をもたらしてきた。

海岸利用も盛んで、海水浴場、野外施設、スポーツ施設、体験学習施設等の多くの施設の他、サーフィン、釣り、プレジャーボート等の海洋性レクリエーションの諸活動において県内外を問わず多くの人々が利用している。砂浜海岸では、地元住民の利用頻度も高く散策や風景観賞等、余暇や憩いの場として日常的に利用されている。さらに、年間を通じて海岸を利用した催し物も多く、市町村や地元の団体が中心となって、花火大会、サーフィン大会、凧揚げ大会、地引網大会等が行われている他、海水浴シーズンには学校・ボランティア団体・地域住民等により、各海岸において海岸清掃が行われている。

また、北泉・大磯海岸ではC.C.Z（コースタル・コミュニティ・ゾーン）整備事業により、海岸事業と関連事業の公園・下水道などと一体となって海岸整備を図り、海水浴シーズンはもとより年間を通じて多くの人々が利用している。

しかしながら、一方ではこうした沿岸域の生産活動や利用の拡大に伴って海域や砂浜では、生活排水や投棄ゴミ・漂着ゴミ、あるいは船舶の座礁の際に発生する油の流出等による負荷が増加している。特に河川を通じての負荷については、沿岸域のみならず流域全体に係わるものとなっている。

さらには、東日本大震災による福島第1原子力発電所の事故に伴い、放射性



写真-4 小名浜港（いわき市）

*10 平成22年国勢調査結果

物質が海岸周辺にも拡散し、その汚染対策も大きな課題となっている。



写真-5 北泉・大磯海岸（南相馬市）

(2) 海岸災害と防災

ア 既往災害（高潮・海岸侵食）

福島沿岸は、太平洋に直接面しているため、台風や低気圧等の影響を受けやすく、高波や侵食等による災害が幾度となく発生して、人家の崩壊や浸水被害の他、堤防決壊による交通網の遮断等、地域住民の生活に大きな影響を与えてきた。

戦後間もなく国土が荒廃していた昭和 20 年代にはカスリン・アイオン台風等の大きな台風が来襲し、海岸部では約 20 箇所で被害を受けた。

昭和 31 年の海岸法制定により、本格的な海岸保全事業が開始され、堤防や護岸等の整備が進められたが、その後も各地で堤防決壊・陥没等の被害があり、昭和 49 年の低気圧による風浪では四倉海岸で護岸が 990m にわたって被災するなどの甚大な被害を受けた。

近年では、平成 3 年 2 月の低気圧による風浪で、原町市小沢（現：南相馬市）やいわき市久之浜で堤防が決壊し、県の被害額が 10 億円を超えるような甚大な被害をうけており、平成 12 年 7 月の台風 3 号でも被害が生じている。^{*11} また、平成 14 年台風 21 号に伴う風浪では、いわき市関田において堤防が 1, 300 m に渡って被災する甚大な被害を受けており、平成 18 年は 9 月の台風 12 号及び 10 月の低気圧の風浪により福島県沿岸の各地において護岸の倒壊やブロックの散乱など海岸保全施設への被害や、波浪の堤防越波による浸水被害を受けている。



写真-6 高波による海岸保全施設の被災状況

左写真：堤防の決壊 (H3. 2) 久之浜海岸（いわき市）

右写真：越波状況 (H18. 10) 木崎海岸（新地町）

*11 ふくしま沿岸域総合利用構想調査(福島県：1994)、ふくしまの海岸(福島県：1994)

イ 海岸事業の変遷

海岸事業は、昭和 23 年頃からカスリン・アイオン台風に伴う災害復旧事業を契機として、県単独事業も含め逐次整備を図ってきた。昭和 31 年の海岸法制定に伴い国庫補助事業も拡充され、高潮対策や侵食対策等による整備が本格的に開始された。

本計画が策定された平成 16 年 11 月以降は、本計画に基づき自然環境の保全とレクリエーション需要に伴う海岸利用の増大に配慮し、堤防工や人工リーフ等を組み合わせた面的防御方式により、利用や環境に配慮した整備を進めてきており、高潮による浸水被害や海岸侵食の防止に大きな効果を発揮している。

しかし、福島沿岸の海岸線延長約 139km のうち対策の必要がある海岸（以後、要保全海岸とする）が約 94km (68%) あったが、このうち約 86km については海岸保全施設が設置され、高潮や侵食等による災害から人命や人家・農地等の資産が防護されたものの、50 年に 1 度程度の高潮・波浪に対して安全を確保する施設の整備済延長は、50km (53%) と依然低い水準にあった。

このため、現在でも台風や冬季風浪による災害、あるいは侵食が度々発生し、依然として甚大な被害を受けていたうえ、海岸保全施設の老朽化に伴い、修繕等も多く、防護を必要とする海岸が多かった。

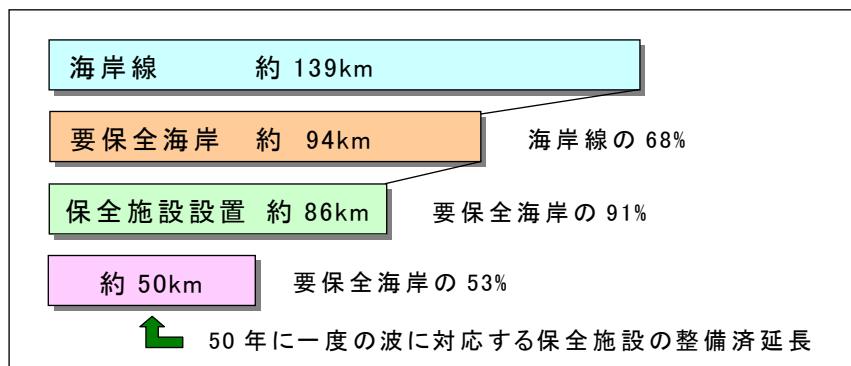


図-1 海岸保全施設の現況 （平成 23 年 3 月現在）



写真-7 海岸保全施設の効果 関田海岸（いわき市）

ウ 東日本大震災とその対応

平成 23 年 3 月 11 日に東北地方太平洋沖地震が発生し過去最大クラスの地震動や、それに伴う津波や地殻変動により、福島沿岸の海岸保全施設は甚大な被害を受けた。特に海岸堤防の被害は著しく、津波の越水による破壊、そして地震による地盤沈下に伴う堤防機能の低下等の壊滅的な被害を被った。

このため、本県では、被災地の一日も早い復興を実現するため、平成 23 年 10 月までに、応急対策を実施し被害の拡大防止を図るとともに、平成 23 年 7 月に、有識者から構成される「福島県海岸における津波対策等検討会」を設置した。

同年 10 月には同検討会の提言を受け、比較的発生頻度の高い一定程度の津波及び高潮・波浪に対応した計画堤防高を基本とすることや、堤防を超える津波に対しても粘り強く対応する構造とすること、さらには、発生頻度が極めて低いものの発生すれば被害が甚大となる「最大クラス津波」に対しては、住民避難を軸としてハードとソフトを組み合わせた総合的な防災対策で対応すること等の基本的事項を決定した。

この基本的事項に基づき、一部の地区海岸においては海岸堤防等の本復旧工事に先行的に着手するとともに、変更した計画に基づき、海岸堤防の早急な復旧を進めていく。

また、最大クラス津波に対しては、海岸堤防だけでなく、防災緑地や道路の整備、土地利用の再編など、複数の手法を組み合わせた多重防御を図ることとしている。



写真-8 東日本大震災による海岸保全施設の被害状況

2 沿岸の基本理念

福島沿岸の後述する現況及び課題を踏まえて、今後の福島沿岸における保全の方向は、以下の基本理念に基づき進めていく。

～ともに考え、ともにつくり
未来へ残そう“うつくしまの海岸”～

福島沿岸は、雄大な崖、広い砂浜、緑の松林、青い海が一体となった優れた自然環境が多い。これらの自然は福島県の貴重な財産であり、地域住民の余暇や憩いの場としての利用が盛んである。

住民意見を把握するために平成13年に行ったアンケート調査によると、住民の意識としては海岸に対してまだまだ防護が必要と思っているが、自然環境の保全も強く求めており、利用に関しては自然環境と調和した利用の推進を望んでいる。さらに、県民の多くがゴミ問題や不法投棄に関心が高い。これらのこと考慮し、福島沿岸の海岸保全の基本的方向は、国の定めた海岸保全基本方針に基づく**防護、環境、利用に愛護**を加えた4つの施策の調和を図り、美しく、安全で、いきいきした海岸を次世代に継承していくことを基本理念とした。

また、福島沿岸では、防護・環境保全・利用促進・愛護啓発の面で様々な課題があることから、施策の実施にあたっては、海岸管理者や地域住民などの関係者間において、様々な観点から検討を行い、合意形成を図るものとする。

このため、海岸保全全般にわたり、ともに考え、ともに行動するという観点から、より一層住民などの参加を図るよう積極的な情報発信を行っていくものとする。

3 海岸の防護に関する事項

(1) 防護の施策

ア 現況と課題

福島沿岸は、太平洋に直接面しているため台風や低気圧等の影響を受けやすく、高波や侵食等による災害が幾度となく発生している。このため、海岸保全施設等による整備が昭和30年代から進められてきたが、未だ海岸保全施設の整備率は4割程度であり、依然として何らかの対策を必要とする海岸が多く残っている。



写真-9 堤防の決壊 (S62.9)

小沢海岸（南相馬市）

また、平成23年3月には、東北地方太平洋沖地震が発生し、地震とそれによつて津波によって、海岸保全施設を含め、沿岸地域が壊滅的な被害を受けており、比較的発生頻度の高い一定程度の津波、及び高潮・波浪から浸水を防止するため海岸堤防の早急な復旧整備が求められている。

一方、砂浜は消波効果があり、また海岸林は飛砂やしぶきを防止する効果を併せて持つことから、防護能力向上のために、従来工法に加え、砂浜の維持・回復や海岸林の積極的な保全を行う必要がある。

福島県の海岸は、昭和から平成にかけて約20m以上の砂浜が後退した海岸線延長が、約19kmにも及ぶなど侵食傾向にある^{*12}が、海岸侵食のメカニズムは、国や大学の研究機関で調査研究されているにもかかわらず、未だ明確にされていないのが現状である。しかし、砂浜海岸では、主要な土砂供給源となっている河川上流域での治山・砂防工事やダム建設、河川改修工事等により、海浜への土砂の供給量が減少するとともに、発電所等の構造物による沿岸漂砂への影響等が侵食の要因の一つと考えられる。また、崖海岸は土砂の供給源の一つと考えられるが、侵食による崩壊等が生じ、人家や農地などに危険が迫っているため、侵食対策が必要である。このような状況では、河川流域や崖海岸からの必要な供給土砂量が見込めないことから、堆砂が著しい隣接海岸等からの土砂流用やダム内の堆砂土砂を有効に利活用するなど、総合的な土砂管理の検討を進めているが、東北地方太平洋沖地震に伴う地盤沈下の影響を加味し、具体的な施策の実施に向けさらなる検討を進める必要がある。

一方、平成23年の東北地方太平洋沖地震津波のような最大クラスの津波が堤防を越えて起きる災害から、人命や財産を守るために、施設整備だけでな

*12 地形図の比較による全国の海岸線変化（田中茂信他）：海講：1993, vol.40, pp.416-420

く緊急時に迅速な行動が出来るよう、津波浸水想定区域図の提供によるハザードマップの作成支援や、ライブカメラの映像の配信など、警戒避難体制の充実を図るとともに、防災教育を通じた住民の危機管理意識の向上に努めるなど、警戒避難体制の充実等が必要である。

また、沿岸部には水族館などの文教施設や、観光施設、集客施設など多くの人が集まる施設があり、警戒避難体制の検討にあたっては、地域住民のみならず、観光客など地域外から訪れた海岸利用者にも配慮する必要があり、関係機関との連携が不可欠である。

イ 基本方針

○適切な能力を持つ防災施設整備

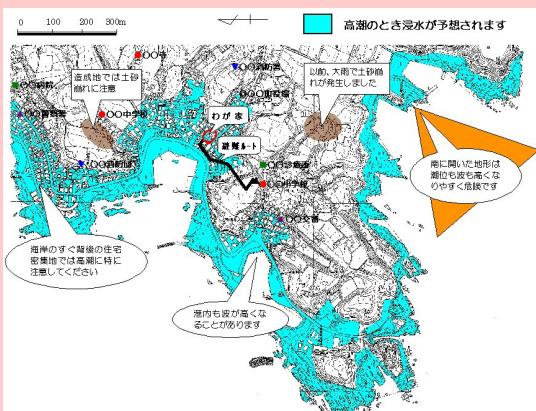
比較的発生頻度の高い一定程度の津波及び高潮・波浪に対応した計画堤防高を基本に、東日本大震災による教訓を踏まえ、堤防を超えた津波に対しても粘り強く対応する構造による整備を行う。また、今後も沖合施設の整備等により、安全度の向上を図るとともに防護能力向上のために、従来工法に併せて砂浜の維持・回復や海岸林の積極的な保全を図る。

○土砂収支の解明と総合土砂管理

海岸侵食に対する抜本的な保全対策のため、広域的・長期的な視野に立った土砂収支の解明と治山・治水等関係部局とも連携した総合土砂管理を推進する。

○警戒避難体制の充実

東日本大震災を機に、最大クラスの津波も想定した災害に際して取るべき行動や、安全な場所への避難・誘導に関する理解を高めるため、ハザードマップの作成支援やインターネット等による海岸防災情報等の提供を推進し、消防関係部局や市町村等と連携した警戒避難体制の充実を図る。



警戒避難体制の充実
(高潮ハザードマップの事例)



安全度の向上（越波状況）
久之浜海岸（いわき市）

写真-10 防護の施策

4 海岸環境の整備及び保全に関する事項

(1) 海岸環境の整備及び保全のための施策

ア 現況と課題

福島沿岸では、いわき市の海岸が県立自然公園として指定されているなど、優れた自然環境が未だ数多く残されている。また、沿岸域は多くの動植物の生息・生育の場となっており、近年ではコアジサシやアカウミガメ等の貴重な動物も確認されている。しかし、一部の利用者のモラル低下から、海浜への車両乗り入れ等により、動植物へ多大な影響を与え、生息・生育環境が損なわれている海岸もある。このようなことから、環境部局と連携して環境保全を行う必要がある。

地域にとって重要な環境の一つである海岸林については、その多くが平成23年東北地方太平洋沖地震による地盤沈下や、津波による流失等による被害を受けているため、防災機能を確保しつつ、早期の復旧が必要である。

福島沿岸の水質や砂浜は、概ね清浄であり、この状態を維持・向上させるため、下水道普及率の向上等による陸域と海域が一体となった水質保全及び砂浜の清浄性の保持を推進していく必要がある。

利用者のモラル向上については、一人ひとりの海岸に対する知識の深さ、関心の高さによる割合が大きいことから、環境教育の充実に努め、地域における海岸愛護活動が推進されるような人材を育成する必要がある。

なお、平成23年東北地方太平洋沖地震の地盤沈下や津波による自然環境への影響については、現時点で不明確な点が多いため、今後も経過観察を行うなど、引き続き野生動植物の生息生育環境の変化を注視していくとともに、必要に応じて順応的に保全対策を講じていく必要がある。

また、海岸保全施設は、海岸線に沿って陸側と海側の見通し線上に連続的に設置されることから、東日本大震災において被災し、復旧する海岸堤防も含め、その整備に際しては、地域の良好な景観に十分配慮する必要がある。



写真-11 ハマヒルガオ群落
鳥崎海岸（南相馬市）

イ 基本方針

○動植物の保全対策

沿岸域の希少な動植物の生息生育殖環境を保全するため、立入規制（区域指定）などを関係機関と連携して実施するほか、海岸工事においても、東日本大震災による環境変化を踏まえた対策を講ずる。

○海岸林の保全

津波等により被害を受けた海岸林については、早期の復旧を図るとともに、今後も地域住民等の協力による海岸林内の美化や維持管理活動を実施して海岸林の保全を図る。

○水質・砂浜の清浄化の促進

良好な水質や砂浜の環境を将来にわたって維持していくため、関係機関や住民との協力により、下水道整備や生活排水等の減量による水質保全を推進する。

○環境教育及び啓発活動の推進

一人ひとりが環境問題に対する関心を高め、環境に対する自らの責任と役割が理解できるよう、海岸環境に関する環境教育及び啓発活動を関係機関と連携して推進する。

○良好な海岸景観の保全

海岸保全施設の整備に際しては、良好な景観を損なわないよう配慮する。



動植物の保全対策（アカウミガメの保護）
四倉海岸（いわき市）

環境教育及び啓発活動の推進
永崎海岸（いわき市）



写真-12 海岸環境の整備及び保全のための施策

(2) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する方針

各海岸における海岸保全施設の維持又は修繕については、地域の安全・安心のために以下の管理内容を基本として実施するとともに、海岸利用形態に応じた配慮事項を整備箇所整理表において整理する。また、隣接する海岸においては、各所管海岸管理者間で調整を行い、適切な管理に努める。

施設毎の管理内容

施 設	内 容
土木構造物 堤防、護岸、消波 施設、突堤等	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
砂浜	日常巡視を実施し、砂浜の地形変化状況を監視する。
機械・電気設備を含 む施設 水門(樋門)等	施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に従い、定期的に点検・整備を行う。

5 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

(1) 海岸利用促進のための施策

ア 現況と課題

福島沿岸には、白砂青松に称されるような優れた自然環境が残されているだけではなく、多くの海水浴場や海岸と一体となった野外施設・スポーツ施設・学習施設等があり、県内外の多くの人々が余暇や憩いの場として利用している。また、地元住民の多くが海浜を散策など日常的に利用している。しかしながら、一部の海岸では、以前に整備された直立堤防等により、海辺へ近づきにくく、更に海岸へのアクセス道路がない等、利用するうえで不便な海岸があることから、海辺へ近づくことができる工夫が必要である。

住民の意識によると、トイレ・駐車場等の利便施設は、数が少ないなど整備が不十分であり、また高齢者等の生活弱者に対する配慮が不足しているとの意見もあることから、より一層の配慮が必要である。

なお、海岸利用を促進するため、東日本大震災を契機に海岸背後に整備が予定されている防災緑地や海岸防災林と一体となった利便施設等の整備を検討していく。

一方、東北地方太平洋沖地震に伴う津波による被害を教訓に、海岸の利用者がいつでも速やかに避難できることの重要性が再認識された。このため、避難路へのアクセスし易さに加え、迅速かつ的確な避難の確保に配慮した施設配置が必要である。さらには、海水浴など日頃からの海岸利用を通じ、海岸の利用者に津波発生時における早期避難の大切さを理解してもらうための啓発活動も重要である。

沿岸域は、良好な漁場であるとともに、カレイ等の魚類の産卵や稚魚育成の場となっている。このため、海岸保全施設の計画及び設置に際しては、水産利用との調和を図る必要がある。

一方福島沿岸は、海水浴、サーフィン、釣り、プレジャーボート等の海洋性レクリエーションが盛んであることから、漁業活動との摩擦や違法駐車等の問題が発生している。このため、海岸管理者を含めた利用者や地域住民とのトラブルを未然に防ぐための海岸利用のルールづくりが必要である。



改修前



改修後

写真-13 久之浜海岸（いわき市）

イ 基本方針

○ 海辺への近づき易さの向上

海岸の利用頻度に応じて、直立堤防（護岸）から緩傾斜堤防（護岸）への改善等により海辺への近づき易さを向上させるとともに、関係機関に協力を求め海岸へのアクセス道路を整備する。

○ 災害発生時における海岸利用者の安全性の確保

海岸保全施設の整備に際しては、市町と連携し、津波等の災害発生時に海岸利用者が避難しやすいものとなるよう配慮する。

○ 利便施設の充実

トイレや駐車場等の利便施設の整備について、市町等と協力しながら整備の促進やバリアフリー化を図る。

○ 水産利用に対する配慮

海岸保全施設の整備に際しては、水産利用との調和を図り、水産資源の保護・育成に対する配慮を行う。

○ 利用におけるルールづくりの推進

海岸管理者、利用者、漁業関係者、地域住民等が協力して話し合いの場をつくり、地域にあったルールづくりを推進する。



海辺への近づき易さの推進
豊間海岸（いわき市）



地域にあったルールづくりの推進
請戸海岸（浪江町）

写真-14 海岸利用促進のための施策

6 海岸における愛護啓発に関する事項

(1) 海岸の愛護啓発のための施策

ア 現況と課題

福島沿岸では、平成 13 年に実施したアンケート調査でも多くの県民が、海岸にはゴミが多いと感じているように、ほとんどの海岸でゴミの置き去りや不法投棄が問題となっているが、海岸管理者や市町村だけでは対応しきれていない状況にある。現在、市町村・学校・地域住民・ボランティア団体等、多くの人々が海岸美化活動に参加しているが、更なる日々の海岸美化活動が重要となってきており、海岸愛護思想の普及と啓発を図る必要がある。

県や市町村では、ゴミの置き去り、ゴミの不法投棄防止の対策として、看板やバリケードを設置する等の取り組みを行っているが、依然不法投棄は後を絶たない状況にある。このため、福島県産業廃棄物ボランティア監視員制度や各市町村が郵便局・電力会社・タクシー会社等と締結している不法投棄の情報提供協定による監視制度等を今後も積極的に活用していく必要がある。

また、海岸保全施設については、定期的・効率的に点検し、異常箇所等の早期発見ができる体制が必要である。さ

らに、トイレ・駐車場等の利便施設は、年間を通して利用できるように地域住民からの要望もあり、日常的な維持管理を行う必要がある。



写真-15 豊間海岸（いわき市）

イ 基本方針

○海岸美化活動の推進

清掃活動の仕組みづくり等、住民の協力を得ながら、計画的、効果的な海岸美化活動を推進する。

○ゴミの不法投棄防止対策の推進

海岸パトロールの実施や警告看板の設置等を行うとともに、ゴミの不法投棄を未然に防止する制度等の仕組みづくりを環境部局、観光部局、市町村、地域住民等と協力して推進する。

○日常的な維持管理体制の確立

地域住民の協力により、日常的な海岸パトロールを実施して、海岸保全施設の状況及び異常発生の有無を発見できる仕組みづくりを推進する。

また、トイレ・駐車場等の利便施設について、市町村等と協力しながら日常的に管理が行える仕組みづくりを推進する。



ゴミの不法投棄防止対策等の推進
渋佐・萱浜海岸（南相馬市）

海岸美化活動の推進
毛萱海岸（富岡町）

美しい自然を守りたいのです
ごみ持ち帰りの方 大歓迎です
ごみ持ち帰る心の強さ、捨てる心の弱さたよりなさ
ごみを捨てるのは最低の 行為 挑戦 です
* 監視車配置中 北萱浜環境美化委員会
* 違反者の車両ナンバー公表します ごみ不法投棄監視委員会

写真-16 海岸の愛護啓発のための施策

第2 海岸保全施設の整備に関する事項

1 海岸保全施設を整備しようとする区域

(1) ゾーン及びブロック区分

福島沿岸は、延長が約139kmと非常に長いので、自然条件や社会条件等の特性を海岸整備の方向性に反映させるために、これらの特性が類似した3つのゾーンに区分した。

さらに、各ゾーン内を海岸の整備を行う際に重要となる砂浜や崖等の海岸形態、漂砂を制限する地形・構造物、自然環境保全状況等が概ね同じとなるように、20のブロックに区分し、整備しようとする区域を定めた。

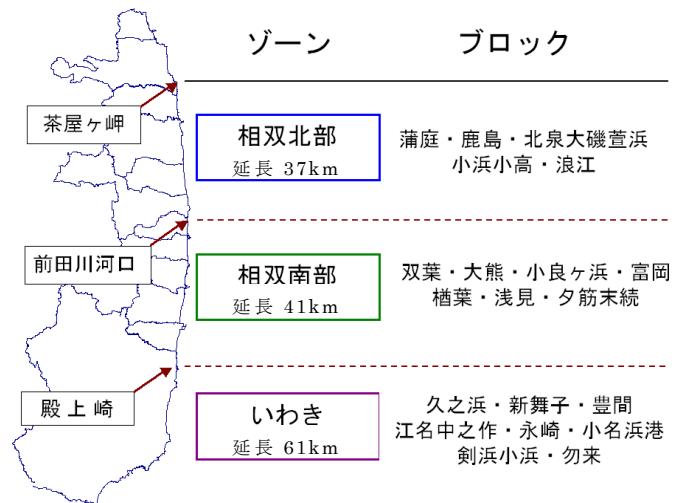


図-2 ゾーン及びブロック区分

(2) 施設整備にあたっての方針

福島沿岸では、堤防・護岸の天端高T.P.+6.2mを目安として整備してきた。その後、東日本大震災を契機に、比較的発生頻度の高い一定程度の津波及び高潮・波浪に対する防護の考え方として、平成23年10月に「福島県沿岸における津波対策検討会」による提言を受け、堤防・護岸の計画高の目安をT.P.+7.2m～T.P.+8.7mに変更した。この高さを基準に、背後地の重要性、土地利用、環境保全の必要性の有無、景観保全の必要性、海浜の利用程度、隣接区間との整合性等を考慮し、最も効率的かつ効果的な整備を行う。

- 比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、海岸堤防や水門等からの越流が生じないようにする。
- 高波・波浪等から防護する海岸については、海岸保全施設により打上げ高の低減を図る。
- 海岸侵食が進行している海岸については、現状の汀線維持、或いは必要に応じて汀線の回復を図るとともに、沿岸漂砂の連続性や土砂収支のバランスに配慮した対策を実施する。

(3) 海岸保全施設整備の考え方

福島沿岸の基本方針及び各ブロックの特徴や課題を踏まえ、防護・環境・利用・愛護の各観点から、今後整備が必要と思われる区域と施設整備にあたっての考え方について以下に示す。

なお、海岸保全施設については、日頃から管理等が行える体制を整える。

また、本計画の整備対象範囲は、福島沿岸の海岸線の内、港湾施設、漁港施設、発電施設、河口（河川区域）を除く。

ア 防護施設に対する考え方

砂浜海岸では、堤防高が高波の打上げ高を下回る区域、並びに侵食により砂浜幅が狭くなり越波の恐れがある区域について、堤防や護岸施設、養浜、或いは沖合施設を配置して越波を防止する。

一方、崖海岸の侵食防止が不十分な区域については、消波施設等を配置して崖の侵食を防止する。

こうした防護施設の整備にあたっては、地元市町や住民の意見聴き取りを十分に行い、総合的に様々な手法を検討しながら、砂浜の回復を図るなど自然環境や景観、利用の面にも優れた防護を推進する。

津波及び高潮に対しては、比較的発生頻度の高い一定程度の津波及び高潮・波浪に対する安全性を踏まえた計画堤防高を基本とするとともに、冲合施設と、堤防・護岸施設等を組み合せて面的に配置し、必要な耐震性能を確保する。

また、東日本大震災では、堤防を越流した津波により多くの海岸堤防が破壊され、浸水被害が拡大したことを踏まえ、海岸保全施設は、堤防を越えた津波に対しても粘り強く対応する構造とすることを基本とし、必要に応じて緑の防潮堤も検討する。

さらに、防護施設の整備に際しては、海岸利用者にとって施設が安全な構造であることはもちろん、津波が到達するおそれがあるときに、より避難しやすいものとなるよう配慮する。



写真-17 久之浜海岸（いわき市）

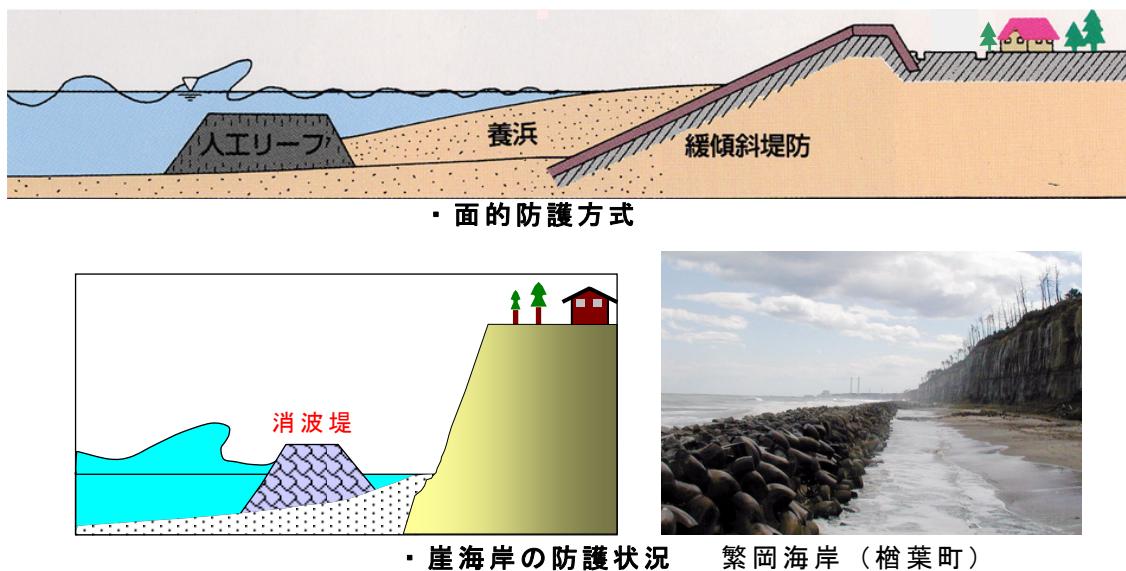
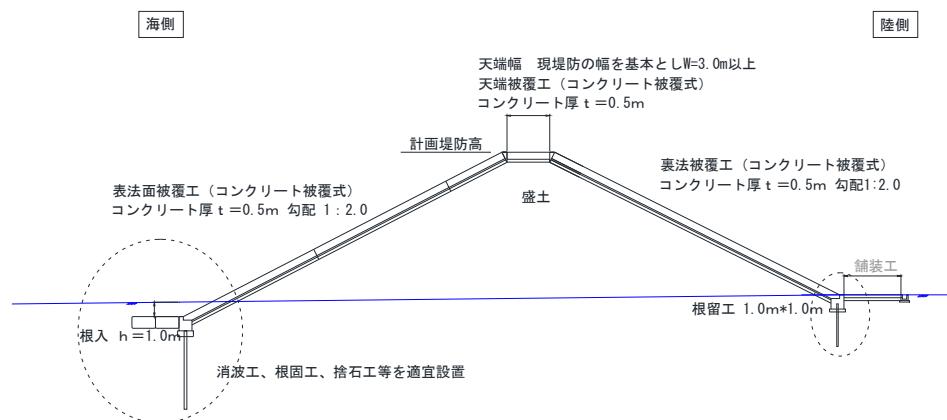


図-3 防護施設の考え方

標準断面（傾斜堤）



標準断面（直立堤）

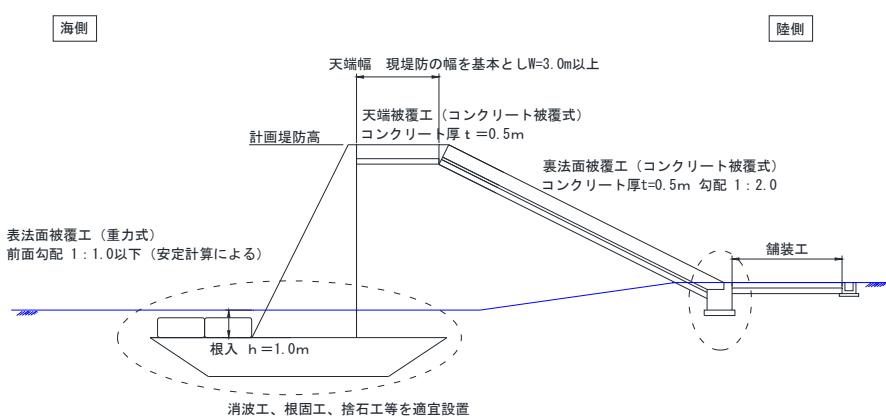


図-4-1 粘り強い構造例

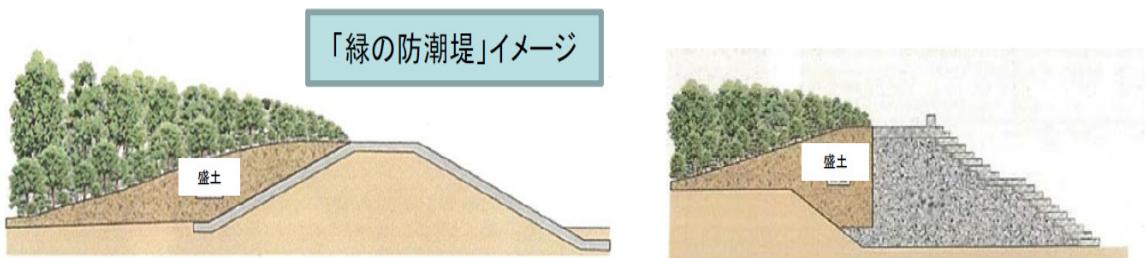


図-4-2 粘り強い構造例（緑の防潮堤イメージ）

イ 環境保全に対する考え方

福島沿岸は、豊かな自然環境に恵まれた地域であり、地域の自然環境の特性を十分に把握した上で環境の保全に配慮することが必要である。そのため、海岸林や砂浜植生、希少な動植物の生息・生育場等に対して影響が少ない計画に努め、地元住民や関係機関と協力して保全対策を検討する。

特に、東北地方太平洋沖地震による地盤沈下や津波による地形変化に伴い、野生動植物の生息生育環境にも変化が認められるが、現時点では不明確な面が多い。このため、震災からの海岸保全施設の復旧工事に際しては、周辺箇所の自然環境の現状把握に努めるとともに、有識者や地元の意見を聴くなどしながら、必要に応じ自然環境の保全に順応的に配慮した対策を講ずる。

また、海岸堤防などの海岸保全施設の整備においては、堤防法尻を覆土することにより視覚的圧迫感の軽減を図るほか、過度な装飾を施さずシンプルな見映えにし、風景への溶け込みを期待するなど、地域の良好な景観に十分配慮する。

ウ 適正な利用に対する考え方

福島沿岸は、海水浴場を始めとする多くの施設等があり、海岸の利用が盛んである。このため、海岸の適正な利用への配慮として、階段式の護岸やスロープの設置、既存堤防等への階段設置等により、誰もが海岸へ近づき易く、また津波発生時などには、迅速かつ的確な避難が可能となるよう施設計画を行う。

2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等

(1) 海岸保全施設の特徴

ア 護岸・堤防施設

○直立堤防・護岸 背後地の浸水・越波を防止することを目的に設置される。

- ・ ほぼ垂直な構造のため、背後地から水際線へのアクセスを阻害する場合がある。

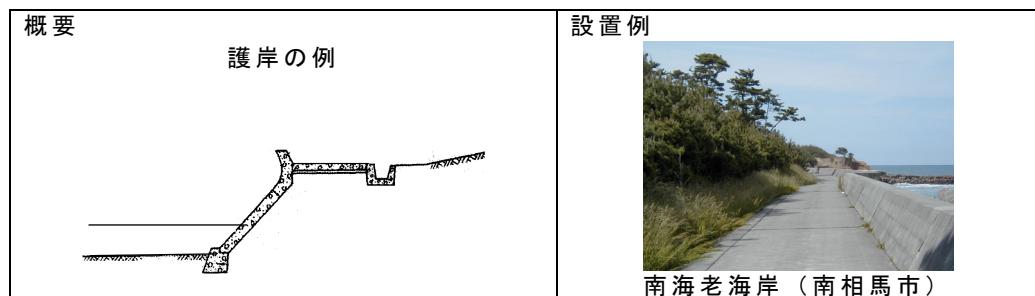


図-5 直立堤防・護岸

○ 緩傾斜堤防・護岸

- ・ 緩傾斜堤防・護岸は、直立堤防・護岸と同様に背後地の浸水・越波を防止することを目的として設置される。
- ・ 斜面の勾配が緩いことから、背後地から水際線へのアクセスが確保される。
- ・ 前面に十分な砂浜があることが設置の条件となる。

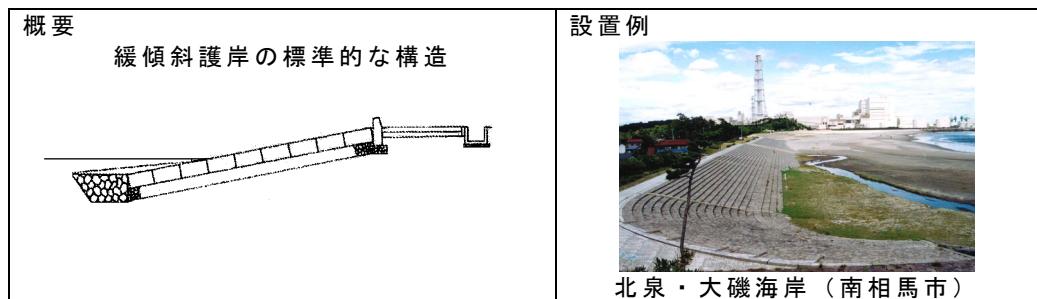


図-6 緩傾斜堤防・護岸

○ 消波工

- ・ 堤防・護岸の付帯工として堤防・護岸に対する越波や波圧の低減を目的として設置される。
- ・ 砂移動を制御する効果は無いことから、砂礫海岸における侵食防止は期待できない。
- ・ 比較的短期間での施工が可能である。
- ・ 背後地から水際線へのアクセスを阻害する。また、異形ブロックにより作成される場合が多く、景観を悪くする場合がある。

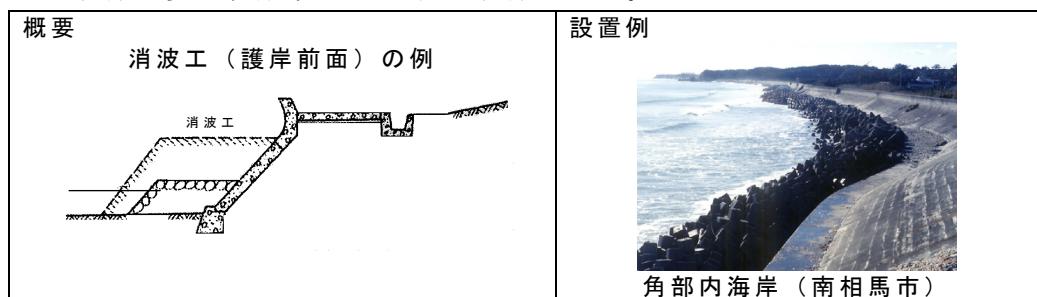


図-7 消波工

イ 消波施設

○ 消波堤

- ・ 汀線付近に設置することにより、設置地点より陸側の侵食を防止する。
- ・ 海側の砂の移動を制御する効果はないことから、汀線前進は期待できない。
- ・ 消波工と同様に、比較的短期間での施工が可能である。
- ・ 砂浜から水際線へのアクセスを阻害する。また、異形ブロックにより作成される場合が多く、景観を悪くする場合がある。

概要 消波工、消波堤、離岸堤の設置位置	設置例  繁岡海岸（檜葉町）
------------------------	--

図-8 消波堤

ウ 沖合施設

○離岸堤

- ・ 汀線から離れた沖側の海域に、汀線にほぼ平行に設置する構造物であり、直接的には波・流れの制御を目的とする構造物であり、間接的に砂移動を制御する。
 - ・ 直接波浪を制御するため、様々な諸元の波浪に対し、一定の波浪低減効果を有する。
 - ・ 海面上に異形ブロックが突出するため、海岸景観を悪くする場合がある。
 - ・ 堤体は、生物の生息・生育のための環境基盤としても機能する。

The diagram shows a cross-section of a beach. On the left, a hatched area represents 'erosion' (侵食). A horizontal dashed line at the top is labeled '波峰線' (Wave Crest Line). Below it, a wavy line is labeled '碎波帯' (Breaker Zone). A thick horizontal line in the center is labeled '離岸堤' (Breakwater). To the right of the breakwater, another wavy line is labeled '波峰線' (Wave Crest Line). The area between the two wave crest lines is shaded grey and labeled '波浪エネルギー' (Wave Energy). At the bottom, a hatched area is labeled '堆積地' (Accumulation Area) and '(古浜砂場)' (Old Beach Sandbar). A vertical line is labeled '汀線' (Tideline). The label '侵食' (Erosion) is placed at the bottom right.

図-9 離岸堤

○人工リーフ

- ・ 自然のサンゴ礁が持つ優れた消波機能を模した構造物であり、その構造から天端幅がかなり広い潜堤と位置付けられる。
 - ・ 離岸堤と同様に直接的には波・流れの制御を目的とする構造物であり、間接的に砂移動を制御する。
 - ・ 堤体が水面下に没しているため、景観上の要請が強い場合には最適な工法である。
 - ・ 離岸堤と同等の消波効果を得るために堤体規模が大きくなる。

The diagram shows a cross-section of a coastline. An artificial reef structure is shown at the bottom. A wavy arrow labeled '越波の遮上' (Breakwater effect) points towards the reef. A curved arrow labeled '堆砂' (Sediment accumulation) points away from the reef towards the landward side. Another curved arrow labeled '沿岸漂砂量の低減' (Reduction of alongshore sediment transport) points away from the reef towards the seaward side.

図-10 人工リーフ

エ 突堤・ヘッドランド

- 沿岸方向の砂の移動が卓越する直線的な海岸を比較的長い間隔で突堤や離岸堤等の海岸構造物によって区切り、構造物間の海浜の安定性を図る工法。
- 汀線の形状は、突堤・ヘッドランド付近で前進、中央付近で後退となる変化を示し、平衡状態に達すると安定な海浜地形が形成される。
- 構造物の設置間隔を比較的広くでき、海岸域の利用・自然環境に直接及ぼす影響を軽減できる。

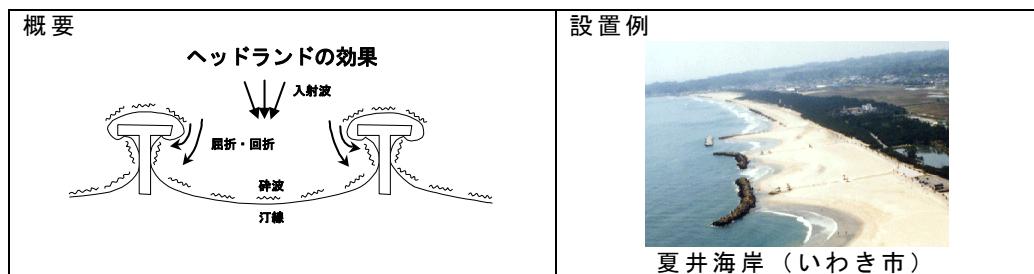


図-11 ヘッドランド

オ 養浜・サンドバイパス・サンドリサイクル

- 養浜は、侵食が進んだ砂浜あるいは砂浜が無かった海岸に他所より砂を持込み、砂浜を復元あるいは新たに造成する工法である。
- サンドバイパスは、構造物の上手側に堆積した土砂を構造物の下手側の侵食箇所に投入する工法で、航路埋没や河口閉塞の対策として侵食した土砂の有効活用を図ることができる。
- サンドリサイクルは、下手側あるいは沖側に流出した土砂を繰り返し上手側に投入する方法であり、漂砂を制御する施設を比較的小規模にすることができる特徴がある。

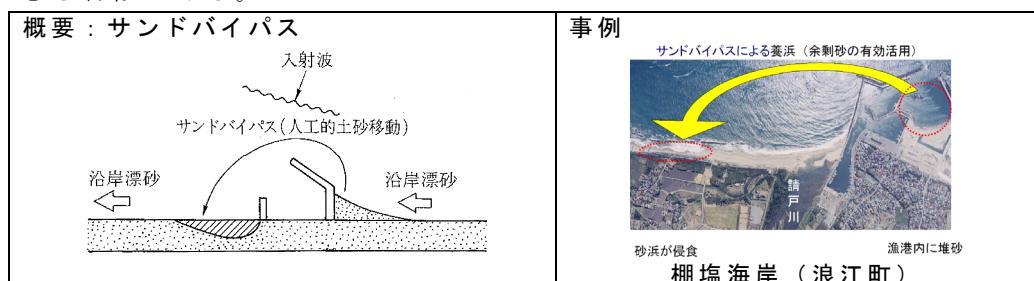


図-12 サンドバイパス

(2) 計画事項

海岸保全施設の種類、配置及び受益の地域について表-1に示す。

ゾーン名	ブロック名	区域番号	配置		種類	受益の地域	
			区域	規模		地域	状況
				延長(m)	計画堤防高		
相双北部	蒲庭	② 相馬市磯部字古磯部地区	500	沖合施設	T.P.+7.20m	相馬市の一部	住宅地、農地、森林、工業用地
		② 相馬市磯部字古磯部地区	500	堤防・護岸			
		② 相馬市磯部字古磯部地区	500	堤防・護岸			
		② 相馬市磯部字古磯部地区	200	消波施設			
		② 相馬市磯部字古磯部地区	300	堤防・護岸			
	鹿島	② 相馬市蒲庭字鶴井沢～字孫目	2,500	堤防・護岸		相馬市の一部 ～南相馬市的一部	住宅地、農地、森林
		① 相馬市蒲庭孫目～南相馬市鹿島区北海老字釜舟戸北	400	沖合施設			
		① 相馬市蒲庭孫目～南相馬市鹿島区北海老字釜ノ上	1,800	堤防・護岸			
		① 南相馬市鹿島区北海老字釜舟戸北	2箇所	防潮・潮止橈門			
		③ 南相馬市鹿島区南海老字釜前～字菱沼	800	沖合施設			
相双南部	北泉大磯・萱浜	③ 南相馬市鹿島区南海老字釜前～字菱沼	2,600	堤防・護岸		住宅地、農地 森林	住宅地、農地
		⑤ 南相馬市鹿島区鳥崎字牛島～字戸屋	1,400	堤防・護岸			
		⑤ 南相馬市鹿島区鳥崎字牛島～字戸屋	300	沖合施設			
		① 南相馬市原町区金沢字浦～北泉字地蔵堂	800	堤防・護岸			
		④ 南相馬市原町区泉字大槻～字ヶ渕	900	消波施設			
	小浜・小高	⑤ 南相馬市原町区下浜佐宇津～宣浜字東蔵前	700	沖合施設		南相馬市の一部	住宅地、農地
		⑤ 南相馬市原町区下浜佐宇津～原町区字北烟	3,200	堤防・護岸			
		⑤ 南相馬市原町区字北烟～字北烟	200	沖合施設			
		② 南相馬市原町区小浜字西内	200	堤防・護岸			
		③ 南相馬市原町区小沢字東谷地～小沢字下戸屋迫	1,000	沖合施設			
いわき	浪江	③ 南相馬市原町区小浜字下谷地～小浜字東谷地	1,600	堤防・護岸		浪江町の一部 ～双葉町の一部	住宅地、農地、森林
		③ 南相馬市原町区小浜字下谷地	1箇所	防潮橈門			
		④ 南相馬市小高区塚原字釜ノ上	400	堤防・護岸			
		④ 南相馬市小高区塚原字釜ノ上	200	沖合施設			
		⑤ 南相馬市小高区字横砂～角部内字入羽和形	3,300	堤防・護岸			
	双葉	⑤ 南相馬市小高区字横砂～字仲川原	400	沖合施設		南相馬町の一部	住宅地、農地
		⑤ 南相馬市小高区字横砂～入羽和形	800	沖合施設			
		⑧ 南相馬市小高区蛇足笠谷	1,900	堤防・護岸			
		⑧ 南相馬市小高区蛇足笠谷	1箇所	防潮橈門			
		① 浪江町大字棚塙字北大谷地～字向川原	1,100	堤防・護岸			
相双南部	大熊	① 浪江町大字棚塙字砂田～字南川原	100	沖合施設		浪江町の一部 ～双葉町の一部	住宅地、農地、森林
		① 浪江町大字棚塙字砂田～字南川原	1箇所	養浜			
		④ 浪江町大字請戸字北久保～双葉町大字中浜字南川原	3,400	堤防・護岸			
		④ 浪江町大字請戸字北久保～双葉町大字中浜字南川原	1,100	沖合施設			
		④ 浪江町大字請戸字長沼	1箇所	防潮橈門			
	双葉町	⑦ 南相馬市小高区浦尻字北原～浪江町大字棚塙字弥平追	2,235	消波施設		南相馬町の一部 ～浪江町の一部	農地
		① 双葉町大字野字山前～大字郡山字沼ノ沢	500	堤防・護岸			
		④ 双葉町大字郡山字大原山	300	沖合施設			
		④ 双葉町大字郡山字大原谷～字大原山	500	堤防・護岸			
		① 大熊町大字夫沢字台	200	堤防・護岸			
いわき	小良ケ浜	① 大熊町大字夫沢字北台	500	消波施設		大熊町の一部	住宅地、森林
		③ 大熊町大字小入野字東平～大字熊川字八坂	700	堤防・護岸			
		③ 大熊町大字熊川字八坂～大字小良浜字高平	800	消波施設			
		② 富岡町大字仏浜字釜田	2,300	T.P.+7.20m			
		③ 富岡町大字仏浜字釜田	1,100	T.P.+8.70m			
	富岡	① 富岡町大字仏浜字釜田	1,700	消波施設		富岡町の一部	農地、森林
		① 富岡町大字仏浜字釜田	200	堤防・護岸			
		② 楠葉町大字波倉字浜畑	400	沖合施設			
		② 楠葉町大字波倉字浜畑～大字井出字本釜	200	消波施設			
		③ 楠葉町大字井出字本釜～字小田	700	堤防・護岸			
いわき	楓葉	⑤ 楠葉町大字原字宿田～大字山田浜字後	1,400	堤防・護岸		楓葉町の一部	農地、森林
		② 広野町大字北泊～字北釜	200	堤防・護岸			
		③ 広野町大字北泊字久保田～大字下浅見字前川原	800	堤防・護岸			
		④ 広野町大字折木字高萩～字正木内	500	堤防・護岸			
		② いわき市久之浜町末綱字岸内～字館	500	堤防・護岸			
	浅見	③ いわき市久之浜町末綱字深谷～久之浜町金ヶ沢字腰目作	1,300	T.P.+8.70m		広野町の一部	住宅地、農地、森林
		④ いわき市久之浜町金ヶ沢字戸ノ人	200	T.P.+7.20m			
		⑤ いわき市久之浜町久之浜字立	100	堤防・護岸			
		① いわき市久之浜町東久之浜字東町	2,700	堤防・護岸			
		① いわき市久之浜町田之網子横内	2箇所	防潮橈門			
いわき	新舞子	③ いわき市四倉町字東4丁目～四倉町字5丁目	1,400	堤防・護岸		いわき市の一部	市街地、商業用地
		③ いわき市四倉町字東4丁目～四倉町下仁井田	2,100	堤防・護岸			
		③ いわき市四倉町下仁井田字東山～四倉町下仁井田字須賀向	900	沖合施設			
		④ いわき市四倉町下仁井田字須賀向～平下神谷字釜ノ台	3,700	堤防・護岸			
		④ いわき市四倉町下仁井田字須賀向～平下神谷字釜ノ台	2,600	沖合施設			
	豊間	⑤ いわき市平下大越字南横手～平沼ノ内字浜街	4,500	堤防・護岸		いわき市の一部	住宅地、農地、森林
		⑤ いわき市平下大越字南横手～平沼ノ内字浜街	300	沖合施設			
		⑤ いわき市平下大越字南横手～平沼ノ内字浜街	300	沖合施設			
		② いわき市平沼ノ内字浜街～平薄磯字宿崎	300	沖合施設			
		② いわき市平沼磯字北～平薄磯字宿崎	1,500	堤防・護岸			
いわき	江名・中之作	④ いわき市平沼磯字宿崎～平沼ノ内字浜街	3,000	T.P.+7.20m		いわき市の一部	市街地
		④ いわき市平沼磯字宿崎～平沼ノ内字浜街	1箇所	防潮橈門・潮止橈門			
		① いわき市江名字走出～江名字東町	1,000	堤防・護岸			
		③ いわき市江名字江ノ浦～折戸字岸浦	700	堤防・護岸			
		④ いわき市中之作字須賀向～永崎字川畑	1,200	堤防・護岸			
	永崎	① いわき市永崎字川畑～下神白字武城	2,400	堤防・護岸		いわき市の一部	住宅地
		① いわき市永崎字川畑～下神白字武城	1箇所	防潮橈門・潮止橈門			
		② いわき市小浜町字松下	200	堤防・護岸			
		② いわき市小浜町東ノ作	900	消波施設			
		① いわき市小浜町台	700	消波施設			
小名浜港	剣浜・小浜	① いわき市岩間町岩下～佐藤町荒屋	1,900	堤防・護岸		いわき市の一部	森林
		③ いわき市錦町須賀～九面坂下	4,800	堤防・護岸			
		④ いわき市九面坂下	500	沖合施設			
		④ いわき市九面坂下	500	堤防・護岸			

表-1 計画事項

(3)整備計画

沿岸内の各ブロックにおいて防護すべき海岸の範囲と目標を施設整備計画図に示す。

また、地区海岸毎の維持修繕の記述一覧については、施設整備計画図の後に示す。

施設整備計画

沿岸名	ゾーン名	プロジェクト名
福島	相双北部	蒲庭

●施設整備計画

凡例

防護	港湾・漁港等区域	海岸形態	海岸林
重要施設	○	砂浜	□
受益地域	■	崖	△
市街地	△	その他の海岸形態	△
海岸	□	海岸	□
利 用	港湾・漁港等区域	海岸形態	海岸林
計画施設	（中）：冲合施設 （堤）：堤防・護岸 （消）：消波施設 （閘）：防潮・潮止機能 （垂）：養浜・サンドバイバス		

●施設整備計画

項目	整備目的	施設種類	施設規模	備考
防護 (高削)	波の打上高が堆防高を越えるため、冲合施設により波を小さくする。また、必要な部分では併せて堤防・護岸施設により、打上げを防ぐ。	②古磯部 堤防・護岸 ②浦庭 堤防・護岸	L=500m L=500m L=500m H=T, P, +7, 2m H=T, P, +7, 2m	
防護 (侵食)	侵食傾向が強めなことから、冲合・施設により波を小さくし、海浜幅の確保を図る。	②古磯部 堤防・護岸 消波施設	L=200m	
防護 (崖)	崖基部の侵食が激しいことから、消波施設の設置により崖の侵食防止を図る。	②浦庭 堤防・護岸 消波施設	L=300m L=2500m	H=T, P, +7, 2m
環境	崖上の海岸林の保全に配慮する。 崖場環境の保全に配慮する。	①全城 崖海岸部		

防護
環境
利用

海岸形態

海岸

（中）：冲合施設	（堤）：堤防・護岸
（消）：消波施設	（閘）：防潮・潮止機能
（垂）：養浜・サンドバイバス	

以下についてはプロジェクト全域で推進する。

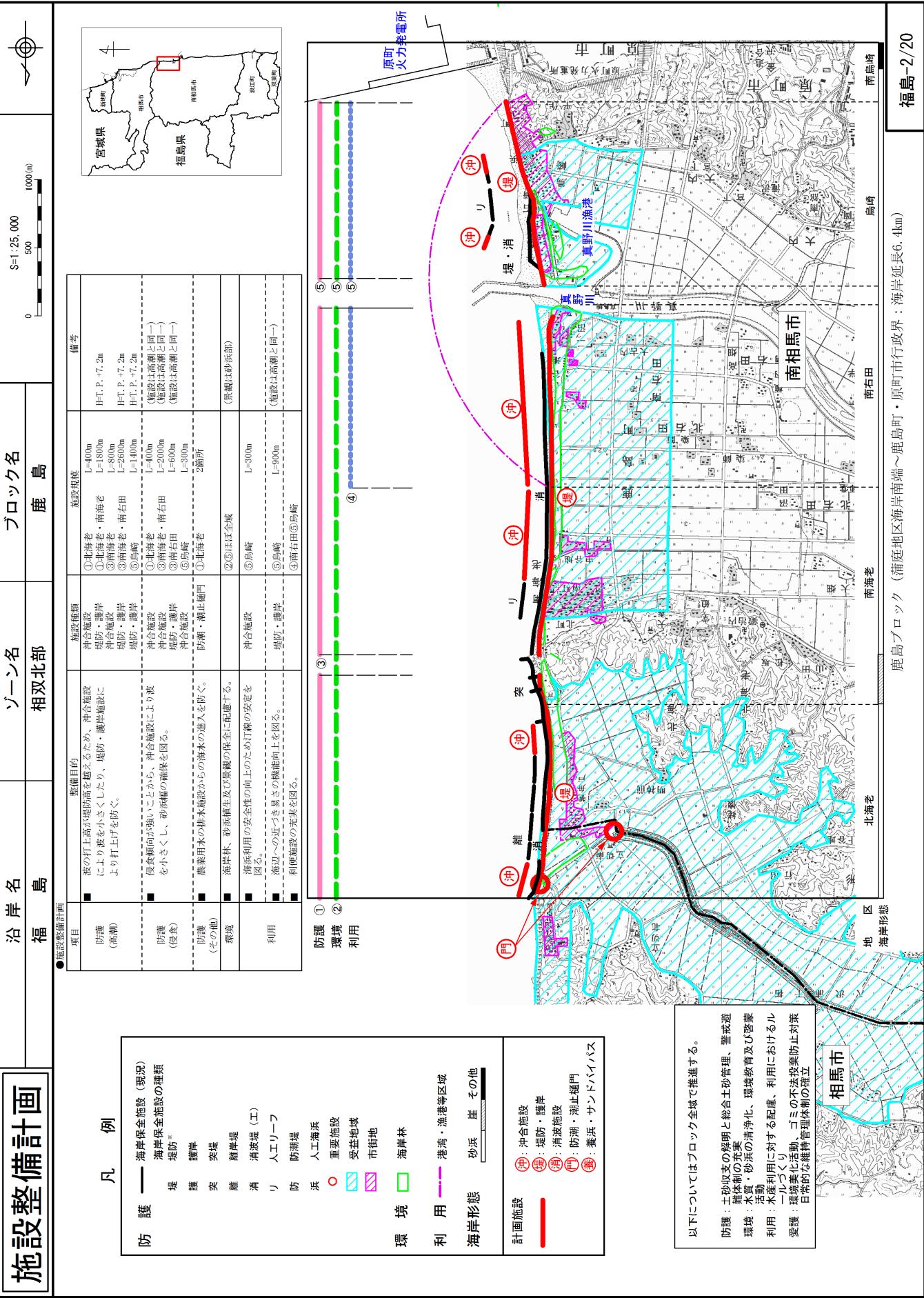
防護	土砂が吸支の説明と総合土砂管理、警戒避難体制の充実
環境	水質・砂浜の清浄化、環境教育及び啓蒙活動
利用	水産利用に対する配慮、利用におけるルールづくり
愛護	環境美化活動、ゴミの不法投棄防止対策 日常的な維持管理体制の確立

蒲庭プロジェクト（茶屋ヶ岬～蒲庭地区海岸延長4.9km）

維持修繕の記述一覧

沿岸	海岸	ブロック	地区	住所	海岸形態	施設種類等	維持修繕の方針
福島沿岸	相馬海岸	古磯部	相馬市磯部	砂浜 崖	堤防・護岸 沖合施設 消波施設	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		古磯部 蒲庭	相馬市磯部 蒲庭	崖	消波施設	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

施設整備計画



維持修繕の記述一覧

沿岸	海岸	ブロック	地区	住所	海岸形態	施設種類等	維持修繕の方針
福島沿岸	鹿島海岸	北海老		相馬市蒲原 南相馬市鹿島区大字北海老	砂浜	堤防・護岸 沖合施設 防潮・潮止 橋門	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に従い、定期的に点検・整備を行う。
				南相馬市鹿島区大字南海老	砂浜 崖	堤防・護岸 沖合施設 消波施設	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		南右田		南相馬市鹿島区大字南右田	砂浜	堤防・護岸 沖合施設 漁港	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				南相馬市鹿島区大字烏崎	砂浜	堤防・護岸 沖合施設 漁港	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		烏崎		南相馬市鹿島区大字烏崎	砂浜	発電所	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・馬の訓練場として利用されているため、日常巡回に際しては砂浜の汀線変化状況を監視すると共に、利用者の安全に留意する。
		南烏崎		南相馬市鹿島区大字烏崎	その他	—	—

維持修繕の記述一覧

沿岸	海岸	ブロック	地区	住所	海岸形態	施設種類等	維持修繕の方針
福島沿岸	原町海岸	北泉大磯	金沢	南相馬市原町区金沢	その他	発電所	-
			北泉大磯	南相馬市原町区北泉 南相馬市原町区泉	砂浜 崖 その他	堤防・護岸 消波施設	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・海水浴場として利用されているため、日常巡視に際しては砂浜の汀線変化状況を監視すると共に、利用者の安全に留意する。
			北泉大磯・ 萱浜	南相馬市原町区下浜佐 南相馬市原町区萱浜	砂浜	堤防・護岸 沖合施設 消波施設	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		萱浜	萱浜	南相馬市原町区零	砂浜	堤防・護岸	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
			零	南相馬市原町区零	砂浜	堤防・護岸 沖合施設	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

施設整備計画

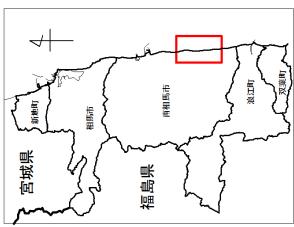
凡例

防護	海岸保全施設（現況）
堤	海岸保全施設の種類 堤防*
護岸	護岸
突堤	突堤
離岸堤	離岸堤
消波堤	消波堤（工）
人工リーフ	人工リーフ
防潮堤	防潮堤
人工海浜	人工海浜
○	重要施設
□	受益地域
■	市街地
環境	海岸林
利用	港湾・漁港等区域
海岸形態	砂浜・崖その他
計画施設	<ul style="list-style-type: none"> 中：冲合施設 堤：堤防・護岸 消：消波施設 門：防潮・潮止閘門 養：養浜・サンドバイパス

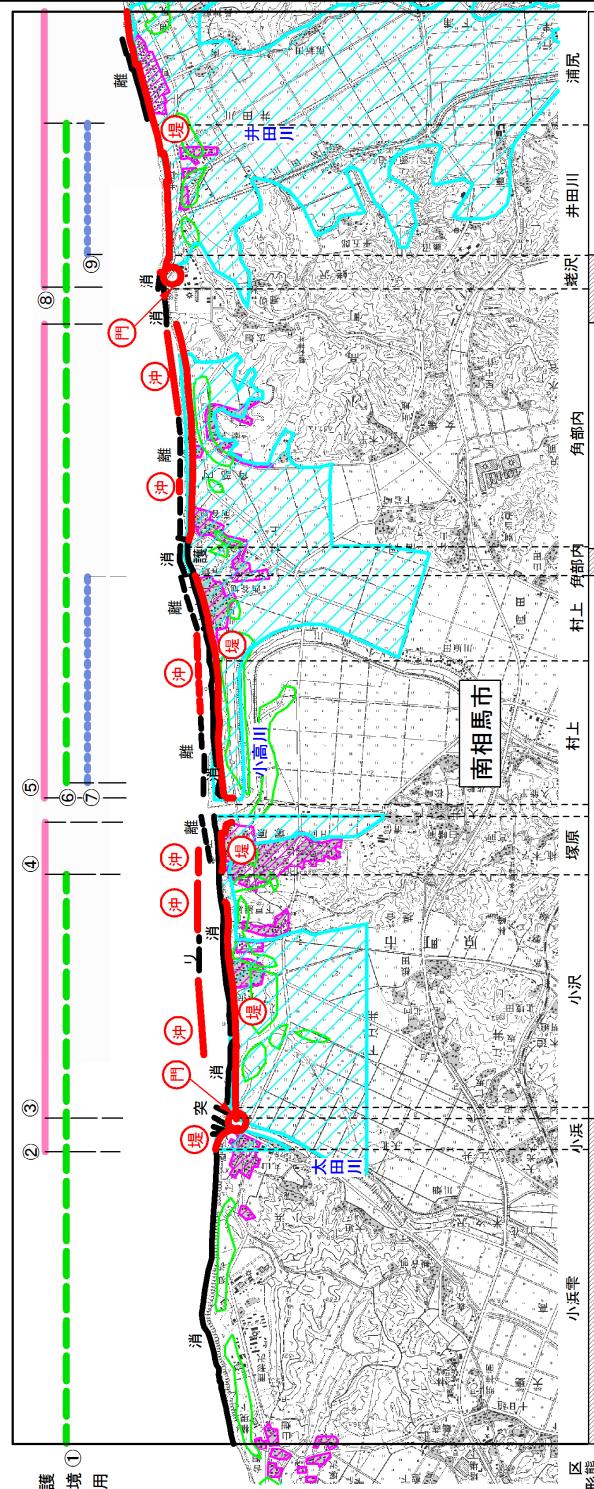
●施設整備計画

沿岸名	ゾーン名	プロック名
福島	相双北部	小浜・小高

S=1:35,000 1000(m) 500



項目	整備目的	施設種類	施設規模	備考
防護 (高潮)	波の打ち高い堤防高を越えるため、沖合施設により、海水をさくすると共に堤防・護岸施設により、打上げを防ぐ。	堤防・護岸 堤防・護岸	②小浜 ③小浜 ④塚原 ⑤村上・角部内 ⑥地区 ⑦井田川・浦尻	H=T,P,+7,2m I=100m I=100m I=160m I=40m I=330m I=190m (施設は高潮と同一)
防護 (浸食)	侵食傾向が強いことから、沖合施設により波を小さくし、砂浜護岸の確保を図る。	堤防・護岸 冲合施設	⑧小浜 ⑨塚原 ⑩村上・角部内 ⑪地区	H=T,P,+7,2m I=100m I=200m I=40m I=300m (施設は高潮と同一)
防護 (その他の地)	農業用水の引排施設がいつか海水の進入を防ぐ。	冲合施設 防潮閘門	⑫小浜 ⑬地区	H=T,P,+7,2m I=100m (施設は砂浜部)
環境	海岸林、砂浜護岸及び景観の保全に配慮する。	堤防・護岸	⑭ほば全城	主に海岸部前面
利用	海岸への近づき易さの軽減を図る。 利便性を考慮する。 野外地質観察の面を図る。	堤防・護岸 消波施設 利便性を考慮する。	⑮村上 ⑯地区 ⑰井田川 ⑱村上(土キャップ埋地先)	I=150m I=110m (施設は高潮と同一) 村上(土キャップ埋地先)



小浜

浦尻

地区

海岸形態

小浜・小高ブロック（東地区海岸南端～浦尻地区海岸南端：海岸延長10.4km）

※堤防は、平成23年東日本大震災以降、一律堤防高の嵩上げを行ったため、現況の表記を省略している。

以下についてはブロック全域で推進する。

防護：土砂収支の解明と総合土砂管理、警戒避難体制の充実
環境：水質・砂浜の清浄化、環境教育及び啓蒙活動
利用：水産利用に対する配慮、利用におけるルールづくり
愛護：環境美化活動、ゴミの不法投棄等対策
日常的な維持管理体制の確立

維持修繕の記述一覧

沿岸	海岸	ブロック	地区	住所	海岸形態	施設種類等	維持修繕の方針
原町海岸	小浜	小浜牽	南相馬市原町区零 南相馬市原町区小浜	崖	堤防・護岸 消波施設	堤防・護岸	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		小浜	南相馬市原町区小浜	崖	堤防・護岸	堤防・護岸	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		小沢	南相馬市原町区小浜 南相馬市原町区堤谷	砂浜	堤防・護岸 防潮樋門	堤防・護岸	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・施設及び施設操作によるために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に従い、定期的に点検・整備を行う。
	小沢	小沢	南相馬市原町区小沢 南相馬市原町区堤谷	砂浜	堤防・護岸 冲合施設 消波施設	堤防・護岸	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		塚原	南相馬市小高区大字塚原	砂浜	堤防・護岸 冲合施設 消波施設	堤防・護岸	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		村上	南相馬市小高区大字村上	砂浜	堤防・護岸 冲合施設 消波施設	堤防・護岸	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・海水浴場として利用されているため、日常巡回に際しては砂浜の汀線変化状況を監視すると共に、利用者の安全に留意する。
福島沿岸	小浜・小高	角部内	南相馬市小高区大字村上	崖	消波施設	堤防・護岸	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		角部内	南相馬市小高区大字角部内	砂浜 崖	堤防・護岸 冲合施設 消波施設	堤防・護岸	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		蛇沢	南相馬市小高区大字角部内	崖	堤防・護岸 消波施設 防潮樋門	堤防・護岸	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・施設及び施設操作によるために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に従い、定期的に点検・整備を行う。
	小高海岸	井田川	南相馬市小高区大字角部内 南相馬市小高区大字浦尻	砂浜	堤防・護岸	堤防・護岸	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		浦尻	南相馬市小高区大字浦尻	砂浜	堤防・護岸 冲合施設	堤防・護岸	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

画計備設施

施設整備計画		沿岸名	ゾーン名	ロック名	
福島	島	相双北部		浪江	S-1:25,000 500 1000(m)
					○

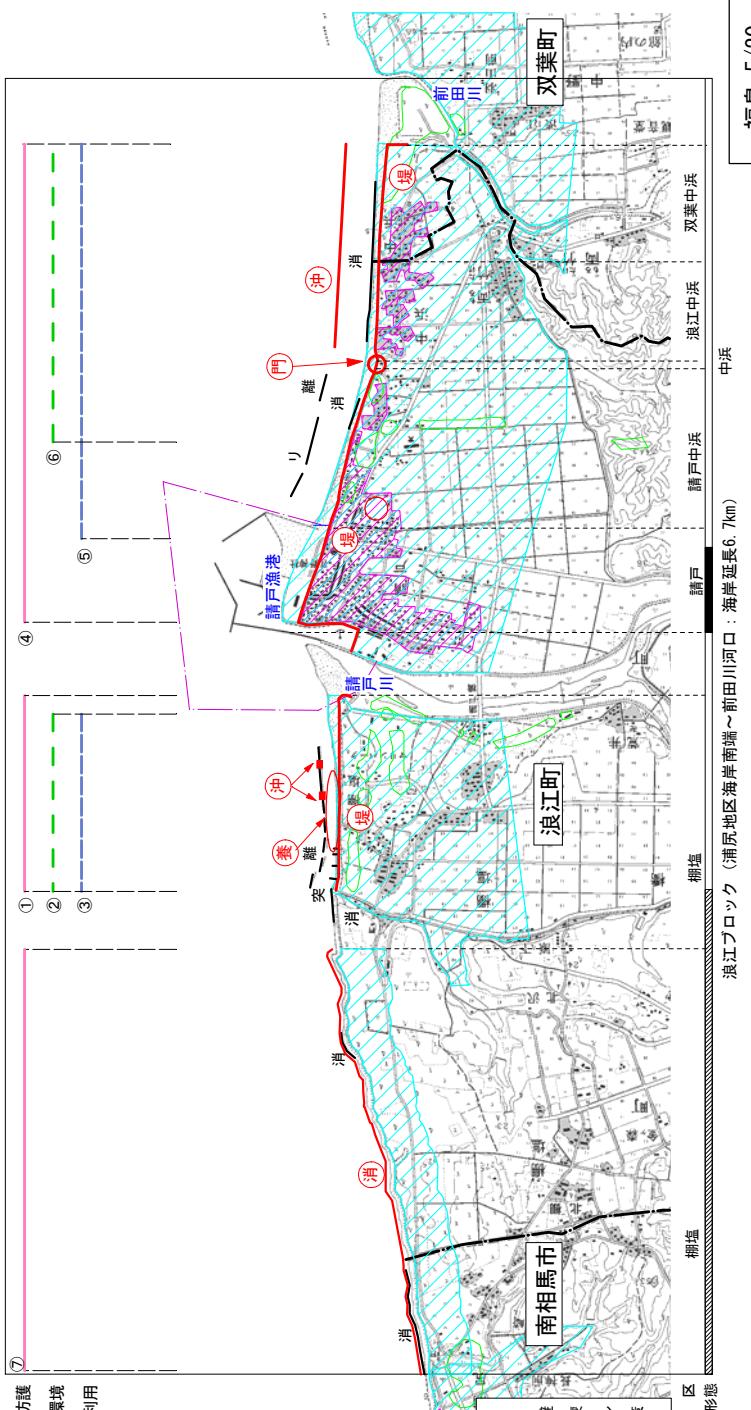
以下についてはブロック全域で推進する。

防護	土砂収支の解明と給合土砂管理、警 報体制の充実
環境	水質・砂浜の清浄化、環境教育及び 環境活動
利用	水産利用に対する配慮、利用における 一丸づくり活動、ゴミの不法投棄防止
愛護	日常的な維持管理体制の確立

地圖

浪江ブロック（浦尻地区海岸南端～前田川河口：海岸延長6.7km）

福島-5/20



維持修繕の記述一覧

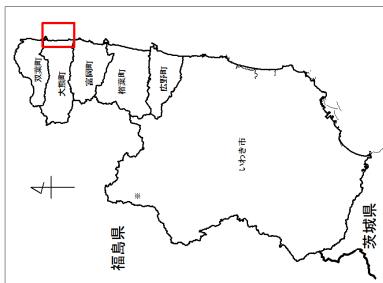
沿岸	海岸	ブロック	地区	住所	海岸形態	施設種類等	維持修繕の方針
福島沿岸	浪江	棚塙	南相馬市小高区大字浦尻 浪江町大字棚塙	崖	消波施設	堤防・護岸 冲合施設	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		棚塙	浪江町大字棚塙	砂浜 崖	消波施設	堤防・護岸 冲合施設	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		請戸	浪江町大字請戸 浪江町大字中浜	その他 砂浜	堤防・護岸 漁港 冲合施設	堤防・護岸 冲合施設 消波施設	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		請戸中浜	浪江町大字請戸 浪江町大字中浜	砂浜	堤防・護岸 防潮閂門	堤防・護岸 防潮閂門	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		中浜	浪江町大字中浜	砂浜	堤防・護岸 冲合施設 消波施設	堤防・護岸 冲合施設 消波施設	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
	双葉海岸	浪江中浜	浪江町大字中浜	砂浜	堤防・護岸 冲合施設 消波施設	堤防・護岸 冲合施設 消波施設	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		双葉中浜	双葉町大字中浜	砂浜	堤防・護岸 冲合施設 消波施設	堤防・護岸 冲合施設 消波施設	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

維持修繕の記述一覧

沿岸	海岸	ブロック	地区	住所	海岸形態	施設種類等	維持修繕の方針
福島沿岸	双葉海岸	郡山中野	双葉町大字中野	砂浜	堤防・護岸	・日常巡回、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・海水浴場として利用されているため、日常巡回に際しては砂浜の汀線変化状況を監視すると共に、利用者の安全に留意する。	
			双葉町大字郡山	崖	消波施設	・日常巡回、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		細谷	双葉町大字郡山	砂浜	堤防・護岸	・日常巡回、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
			双葉町大字郡山	崖	沖合施設 消波施設	・日常巡回、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		細谷	双葉町大字細谷	その他	発電所	—	
			南細谷	—	—	—	—

施設整備計画

沿岸名	ゾーン名	ブロック名
福島	相双南部	大熊



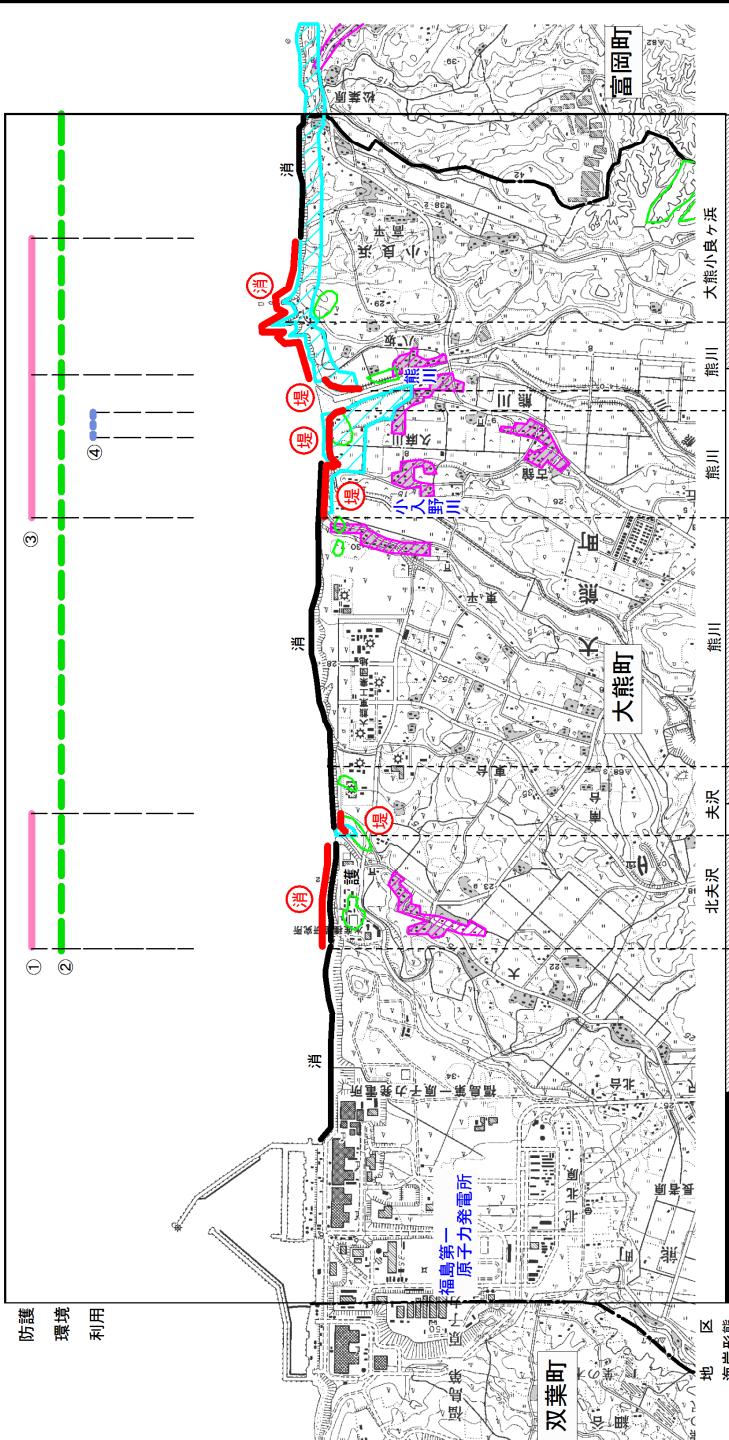
●施設整備計画

項目	整備目的	施設種類	施設規模	備考
防護 (消波)	波の打上り・高が堤防高を越えるため、堤防・護岸 施設により、打上げを防ぐ。 護岸部の侵食が激しいところ、消波施設の設置により堆砂の侵食防止を図る。	堤防・護岸 堆砂・護岸 消波施設	L=200m L=700m L=500m L=800m	H=7. P=7, 2m H=7. P=7, 2m (実現について: 熊川、 小良ヶ西)
環境	海岸林、砂浜植生及び景観の保全に配慮する。	①全城		
利用	利便性の保全に配慮する。 海岸環境の保全を図る。	②主に海岸部前面 ③熊川海水浴場周辺		

以下についてはブロック全域で推進する。

防護: 土砂吸込の解明と総合土砂管理、警戒避難体制の充実
環境: 水質・沿岸の清浄化、環境教育及び啓蒙活動
利用: 水産利用に対する配慮、利用におけるルールづくり
愛護: 言論・意見の不法投棄防止対策
日常的な維持管理体制の確立

防護	環境	利用
突堤	海岸保全施設(現況)	
離岸堤	海岸保全施設の種類	
護岸	護岸	
突堤	突堤	
離岸堤	離岸堤	
港波堤(工)	港波堤	
人工リーフ	人工リーフ	
防潮堤	防潮堤	
浜	人工海岸	
○	重要施設	
□	受益地域	
市街地		
海岸林		
□	海岸林	
海岸形態	砂浜	崖
	その他	
計画施設		
沖合施設		
堤防・護岸		
消波施設		
門: 防潮・潮止・潮門		
巻: 緊急・サンドバイバス		



大熊ブロック (双葉町大熊町行政界～大熊町富岡町行政界: 海岸延長6.8km)

維持修繕の記述一覧

沿岸	海岸	ブロック	地区	住所	海岸形態	施設種類等	維持修繕の方針
福島沿岸	大熊海岸	北原	大熊町大字夫沢	崖その他	発電所	—	—
		北夫沢	大熊町大字夫沢	崖	消波施設	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		夫沢	大熊町大字夫沢	砂浜崖	堤防・護岸 消波施設	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		熊川	大熊町大字夫沢 大熊町大字小入野	崖	消波施設	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		熊川	大熊町大字小入野 大熊町大字熊川	砂浜崖	堤防・護岸 消波施設	・海水浴場として利用されているため、日常巡視に際しては砂浜の汀線変化状況を監視すると共に、利用者の安全に留意する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		大熊小良ヶ浜	大熊町大字小良浜	崖	消波施設	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

施設整備計画

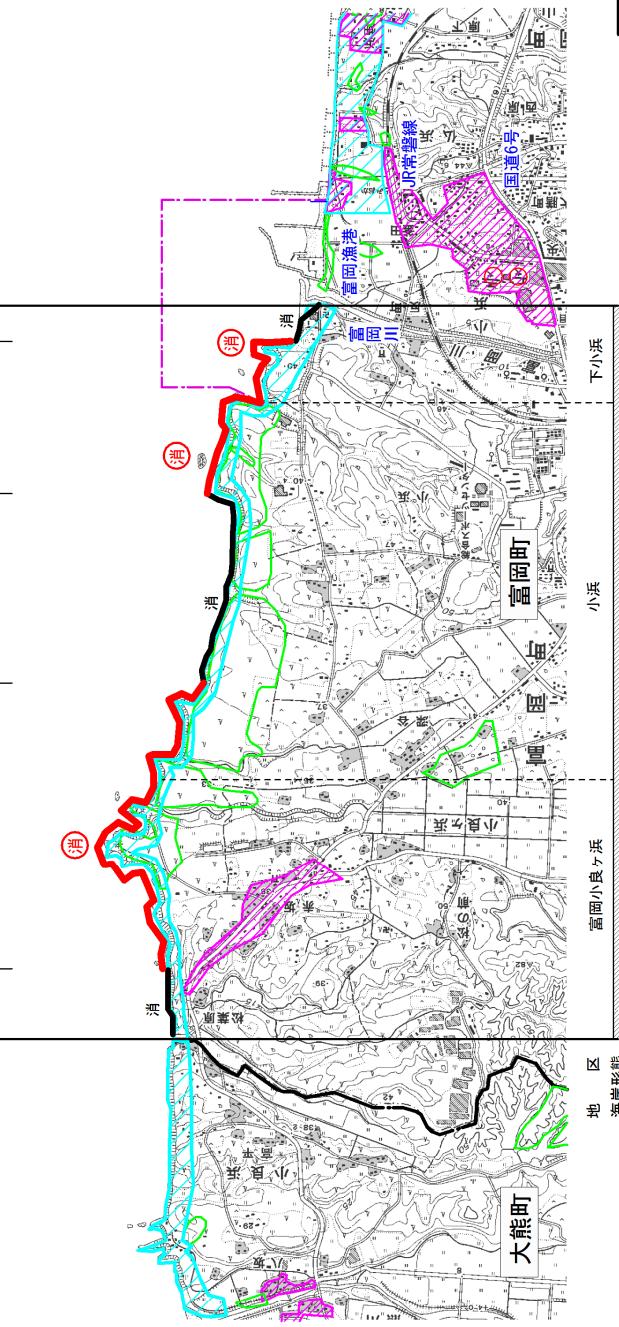
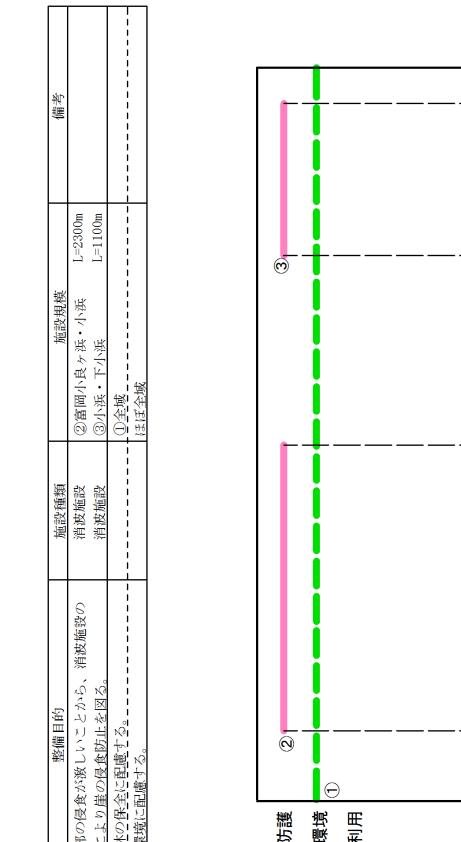
凡 例

防護		海岸保全施設(現況)	
堤防*	護岸	海岸保全施設の種類	
堤防	護岸	崖基盤の侵食が激しいことから、消波施設の設置により崖の侵食防止を図る。	
人工海浜	重要施設受益地域	沿岸部の保全に配慮する。	
市街地	海岸林		

利用		港湾・漁港等区域	
海岸形態	環境	砂浜	崖
海岸形態	環境	● 沖合施設	○ 沖合施設
		■ 堤防・護岸	■ 堤防・護岸
		△ 滨波施設	△ 滨波施設
		□ 防潮・潮止閂門	□ 防潮・潮止閂門
		▲ 契浜・サンドバイバス	▲ 契浜・サンドバイバス

● 施設整備計画

項目	整備目的	施設種類	施設規模	備考
防護 (崖)	崖基盤の侵食が激しいことから、消波施設の設置により崖の侵食防止を図る。	消波施設	L=2300m L=100m	②富岡小良ヶ浜・小浜 ③下小浜・下小浜
環境	海岸環境に配慮する。	消波施設		①全般 注正全般



以下についてはブロック全域で推進する。
防護：土砂収支の鮮明と総合土砂管理、警戒避難体制の充実
環境：水質・砂浜の清浄化、環境教育及び啓蒙活動
利用：水産利用に対する配慮、利用におけるルールづくり
愛護：環境美化活動、ゴミの不法投棄防止対策
日常的な維持管理体制の確立

※堤防は、平成23年東日本大震災以降、一律堤防嵩の嵩上げを行ったため、現況の表記を省略している。

維持修繕の記述一覧

沿岸	海岸	ブロック	地区	住所	海岸形態	施設種類等	維持修繕の方針
福島沿岸	富岡海岸	小良ヶ浜	富岡町大字小良ヶ浜	崖	消波施設	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持修繕を行う。 ・台風等による波浪の後はブロックの飛散や沈下等に留意する。	
			富岡町大字小浜	崖	消波施設		
			下小浜	富岡町大字小浜	崖		

維持修繕の記述一覧

沿岸	海岸	ブロック	地区	住所	海岸形態	施設種類等	維持修繕の方針
福島沿岸 富岡海岸	富岡 仮浜	仮浜	富岡町大字仮浜 毛萱仮浜 前川原	富岡町大字仮浜	砂浜 その他	堤防・護岸 漁港	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・海水浴場として利用されているため、日常巡視に際しては砂浜の汀線変化状況を監視すると共に、利用者の安全に留意する。
				富岡町大字仮浜	砂浜	堤防・護岸 沖合施設	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				富岡町大字毛萱	その他	発電所	—

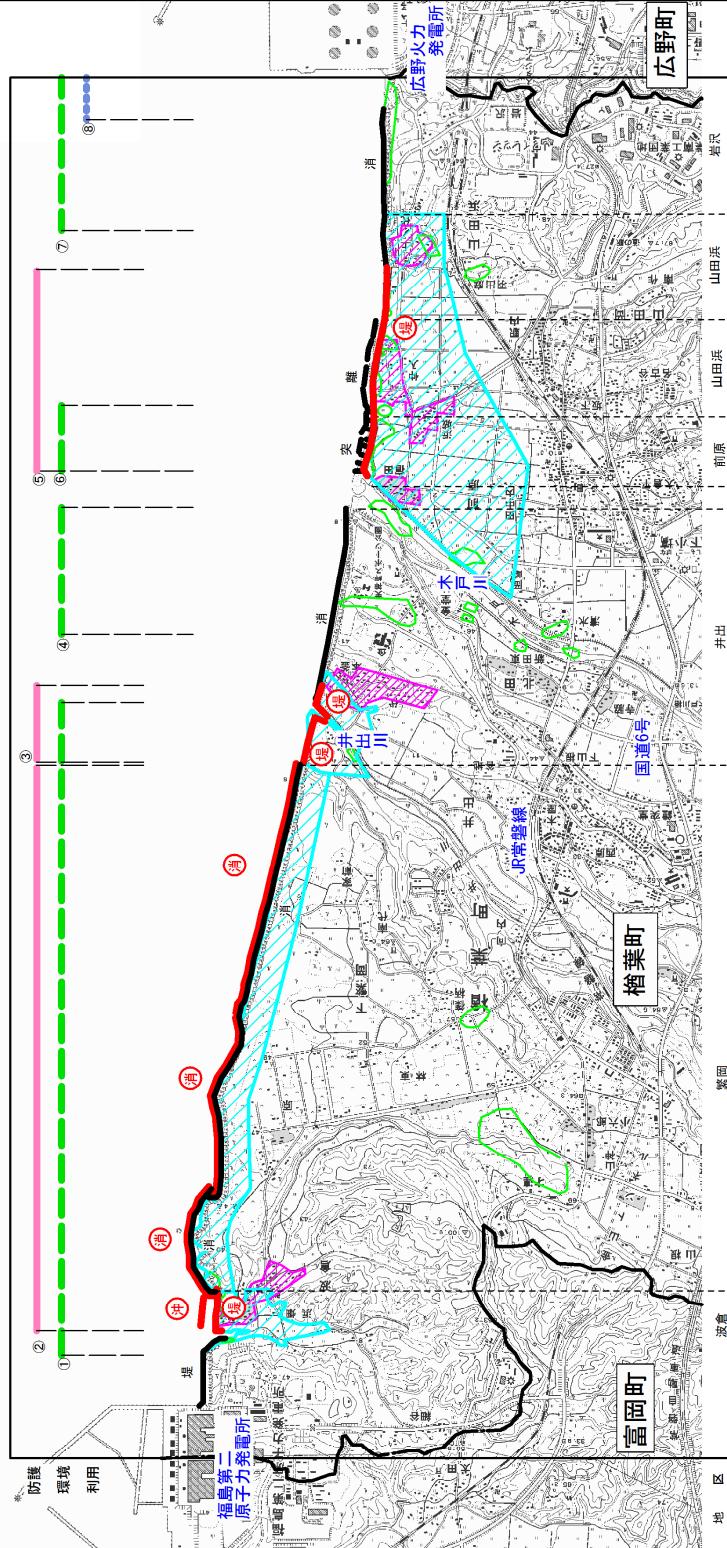
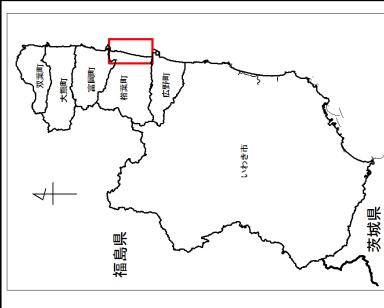
施設整備計画

凡 例

防護	海岸保全施設（現況）
堤	海岸保全施設の種類
護岸	護岸
突堤	突堤
離岸堤	離岸堤
消波塊（工）	消波塊（工）
人工リーフ	人工リーフ
防潮堤	防潮堤
浜	人工海浜
○	重要施設
□	受託地域
■	市街地
環境	
海岸林	
海岸生態	港湾・漁港等区域
海岸地帯	その他
利用	
海岸林	
海岸生態	
市街地	
海岸地帯	
計画施設	
① 沖合施設	
② 防護・護岸	
③ 消波施設	
④ 防潮・潮止・堤門	
⑤ 義津・サンドバイパス	

●施設整備計画

項目	整備目的	施設概要	備考
防護 (海浜)	波の打ち上げや堆積物高を緩和するため、堆砂防護岸	堆砂・護岸 ②波食 ③井田 ④河原・山田浜	H-T-P: 48.7m
防護 (海岸)	後退傾向の強いことから、沖合施設により波 堆積部の侵食が激しいところを緩和する。	堆砂・護岸 ⑤河原	H-T-P: 48.7m L=700m
防護 (離岸)	多少小さな離岸堤を図る。	冲合施設 ⑥河原	L=1400m
消波塊（工）	設置により波の侵食が激しいところを緩和する。	消波施設 ⑦河原	L=200m
人工リーフ	沿岸林、砂浜復生及び生態系の保全に寄与する。	消波施設 ⑧河原	L=340m
防潮堤	強制浸水の完全性に寄与する。	消波施設 ⑨河原	L=340m
浜	利便施設の歩道を図る。	消波施設 ⑩河原	L=340m



以下についてはブロック全域で推進する。

- 防護：砂防工事の解説と総合土砂管理、警戒避難体制の充実
- 環境：水質・生物の清浄化、環境教育及び整備
- 利用：水産利用に対する配慮、利用におけるガル
- 愛護：環境美化活動、ゴミの不法投棄防止対策

柏葉プロック (富岡町柏葉地区行政界～柏葉町広野町行政界 : 海岸延長 9.4km)

福島-10/20

※堤防は、平成23年東日本大震災以降、一律堤防の嵩上げを行ったため、現況の表記を省略している。

維持修繕の記述一覧

沿岸	海岸	ブロック	地区	住所	海岸形態	施設種類等	維持修繕の方針
福島沿岸	楓葉海岸	小浜作 波倉	楓葉町大字波倉 楓葉町大字波倉	その他 崖	発電所 堤防・護岸 消波施設	-	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		繁岡	楓葉町大字波倉 楓葉町大字井出	崖	消波施設	-	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		井出	楓葉町大字井出 楓葉町大字北田	砂浜 崖	堤防・護岸 消波施設	-	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		前原	楓葉町大字前原	砂浜	堤防・護岸	-	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		山田浜	楓葉町大字山田浜 楓葉町大字山田浜	砂浜 崖	堤防・護岸 消波施設	-	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		山田浜	楓葉町大字山田浜	砂浜 崖	堤防・護岸 消波施設	-	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		岩沢	楓葉町大字山田浜	砂浜 崖	消波施設	-	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・海水浴場として利用されているため、日常巡視に際しては砂浜の汀線変化状況を監視すると共に、利用者の安全に留意する。

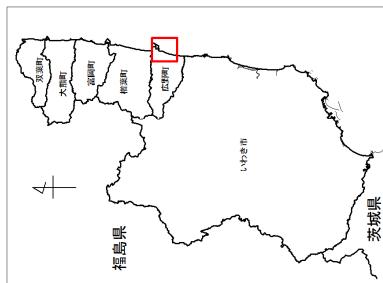
施設整備計画

凡例

防護	海岸保全施設（現況）	海岸保全施設の種類
堤	堤防	海岸林、景観の保全に配慮する。
護岸	護岸	海岸林、景観の保全に配慮する。
突堤	突堤	海岸林、景観の保全に配慮する。
離岸堤	離岸堤	海岸林、景観の保全に配慮する。
消波堤	消波堤（工）	海岸林、景観の保全に配慮する。
人工リーフ	人工リーフ	海岸林、景観の保全に配慮する。
防潮堤	防潮堤	海岸林、景観の保全に配慮する。
人工海浜	人工海浜	海岸林、景観の保全に配慮する。
○	重要施設	海岸林、景観の保全に配慮する。
□	受益地域	海岸林、景観の保全に配慮する。
■	市街地	海岸林、景観の保全に配慮する。

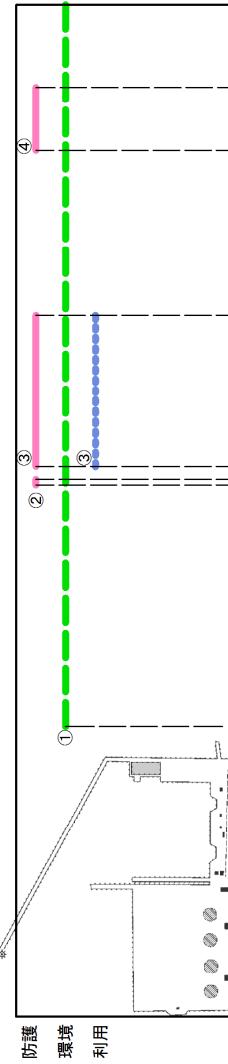
施設整備計画

沿岸名	ゾーン名	ロック名	浅見
福島	相双南部		



S=1:25,000
500 1000(m)

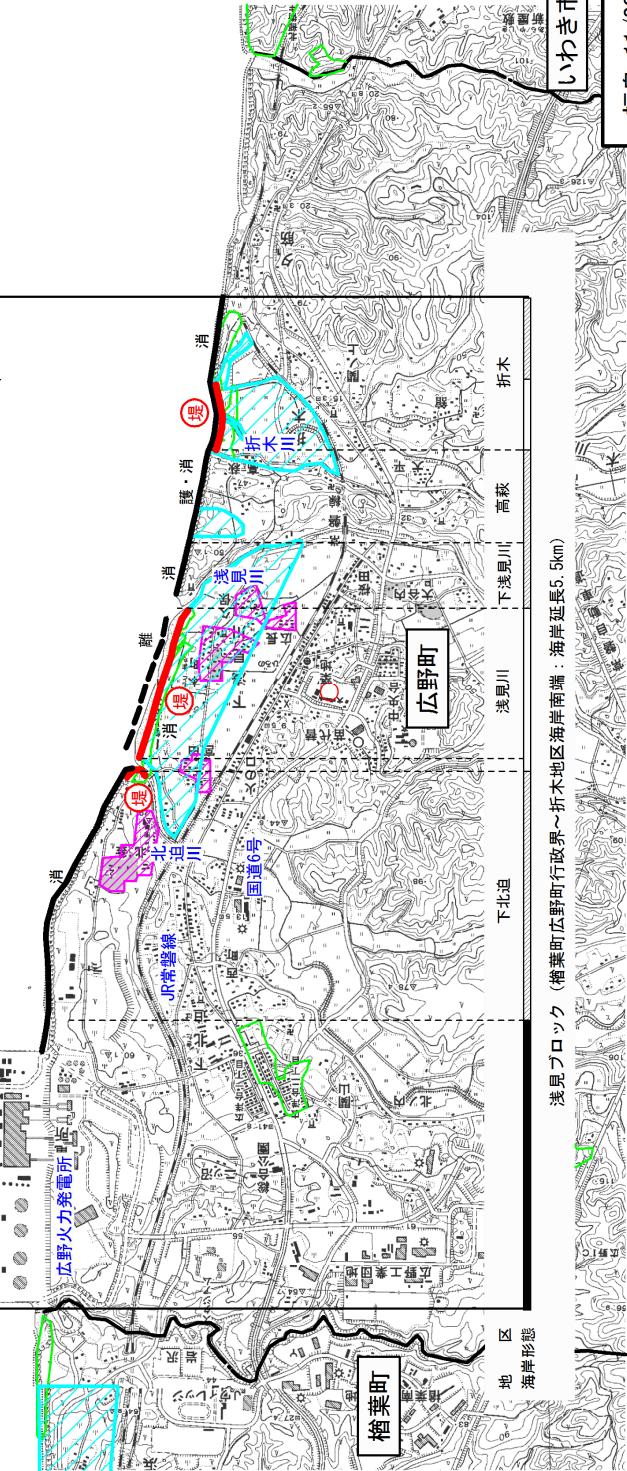
項目	施設整備目的	施設種類	施設規格	備考
防護 (津波)	波の打上げ高が堤防高を越えるため、堤防・護岸施設により打上げを防ぐ。	堤防・護岸 堤防・護岸 堤防・護岸	②下北迫 ③浅見川 ④折木 主に能海岸沿岸面	H-T-P.+8.7m H-T-P.+8.7m H-T-P.+8.7m (景観は砂浜部)
環境	海岸林、景観の保全に配慮する。		⑤浅見川	L=300m
利用	海辺への近づき易さの機能向上を図る。		⑥浅見川	L=300m



防護
環境
利用

海岸形態	砂浜	崖	その他
利用	港湾・漁港等区域		
環境	海岸林		
計画施設	冲合施設 堤防・護岸 消波施設 防潮・潮止機能 養浜・サンドハイバス		

海岸形態
利用
環境
計画施設



以下についてはロック全域で推進する。	
防護	土砂収支の解明と総合土砂管理、警戒避難体制の充実
環境	水質・砂浜の清掃化、環境教育ひろびら活動
利用	水産利用に対する配慮、ゴミの不法投棄防止対策
愛護	日常的な維持管理体制の確立

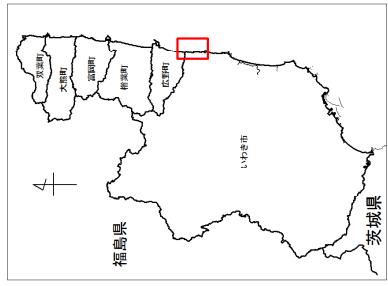
※堤防は、平成23年東日本大震災以降、一律堤防高の嵩上げを行ったため、現況の表記を省略している。

維持修繕の記述一覧

沿岸	海岸	ブロック	地区	住所	海岸形態	施設種類等	維持修繕の方針
福島沿岸	広野海岸	下北迫東原	広野町大字下北迫	その他	発電所	-	-
		下北迫北釜	広野町大字下北迫	崖	消波施設	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		浅見川	広野町大字下北迫 広野町大字下浅見川	砂浜	堤防・護岸 冲合施設 ゲート	・日常巡視に際してはゲートの稼動及び管渠の埋塞に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	・日常巡視に際してはゲートの稼動及び管渠の埋塞に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		下浅見川	広野町大字下浅見川	崖	消波施設	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		高萩	広野町大字折木	崖	消波施設	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		折木	広野町大字折木	砂浜	堤防・護岸 消波施設	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

施設整備計画

沿岸名	ゾーン名	ブロック名
福島	相双南部	タ筋・未続



●施設整備計画

項目	整備目的	施設種類	施設規模	備考
防護 (津波)	波の打ち上げを防ぐ。	堤防・護岸	②未端(館) 堤防・護岸	L=500m H=T.P.+8.7m
防護 (崖)	崖底部の侵食が激しいところから、消波施設での設置により崖の侵食を防ぐ。	消波施設	③未端(谷)・金ヶ沢	L=200m H=T.P.+8.7m L=100m H=T.P.+7.2m
環境	海岸林の保全・整備をする。			L=1300m

以下についてはプロック全域で推進する。

防護：土砂取扱の解明と総合土砂管理、警戒避難体制の充実、環境：水質・砂浜の清浄化、環境教育及び啓蒙活動：水産利用に対する配慮、利用におけるルールづくり、環境美化活動、ゴミの不法投棄防止対策、日常的な維持管理体制の確立

凡例

防護 — 海岸保全施設（現況）

海岸保全施設の種類

- 堤 防
- 護 岸
- 護 略
- 突 堤
- 離 岸
- 消 波
- 人 工 リ ー フ
- 防 潮
- 人 工 海 浜
- 重 要 施 設
- 受 益 地 域
- 市 街 地

環 境 □ 海 岸 林

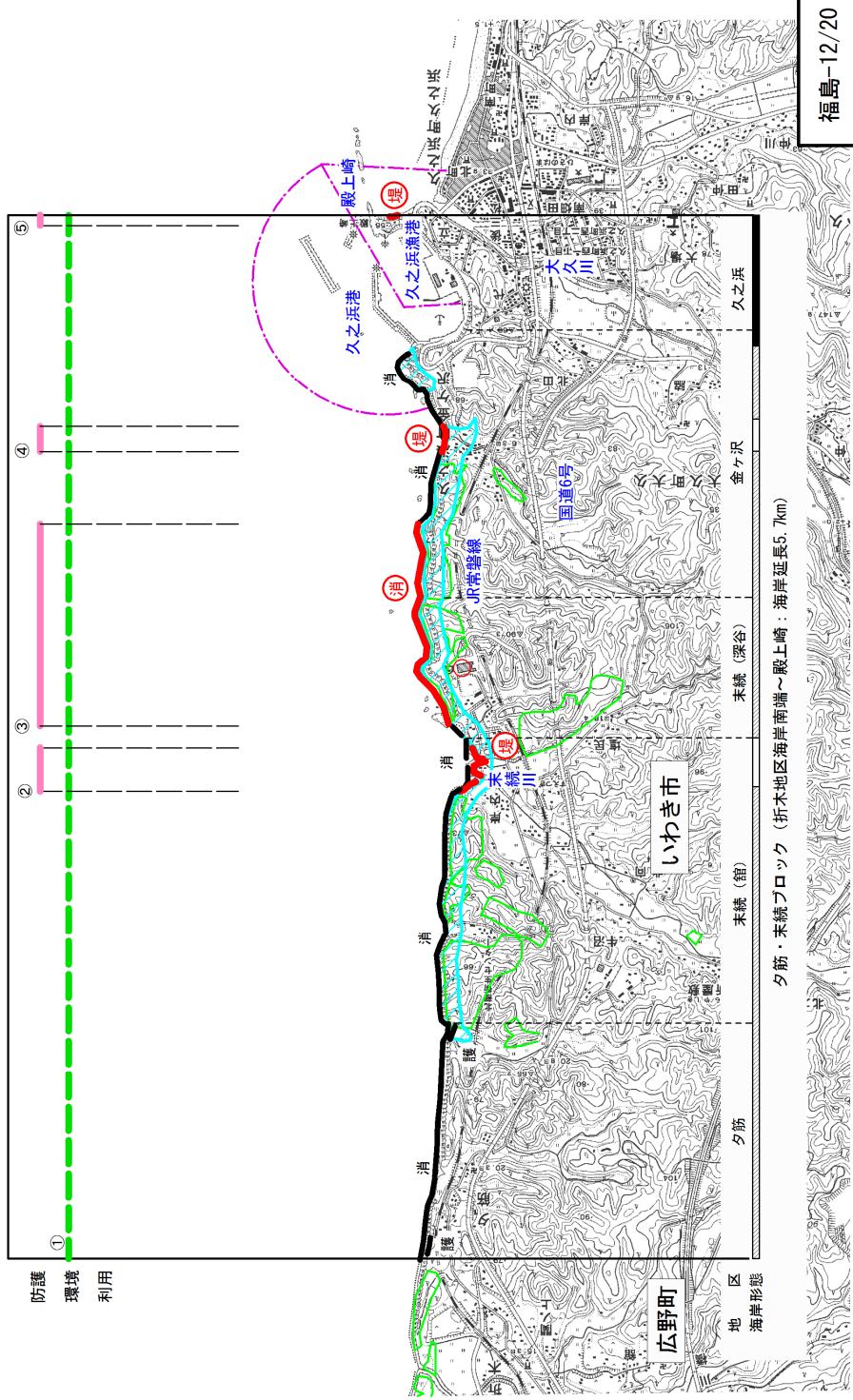
利 用 — 港 湾 ・ 渔 港 等 区 域

海 岸 形 态 砂 浜

其 の 他

計画施設

- ：冲合施設
- ：堤防・護岸
- ：消波施設
- ：防潮・潮止通門
- ：養浜・サンドハイバス



※堤防は、平成23年東日本大震災以降、一律堤防高の嵩上げを行うため、現況の表記を省略している。

福島-12/20

維持修繕の記述一覧

沿岸	海岸	ロック	地区	住所	海岸形態	施設種類等	維持修繕の方針
福島沿岸 久之浜海 岸	広野海岸	夕筋	広野町大字夕筋	崖	消波施設	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		末続	いわき市久之浜町末続	砂浜	堤防・護岸 消波施設	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
	金ヶ沢	夕筋・末続	いわき市久之浜町金ヶ沢	砂浜	堤防・護岸 消波施設	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		金ヶ沢	いわき市久之浜町久之浜	崖	消波施設	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
	久之浜	久之浜	いわき市久之浜町久之浜	その他	港湾	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
				その他	堤防・護岸 漁港	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	

維持修繕の記述一覧

沿岸	海岸	ブロック	地区	住所	海岸形態	施設種類等	維持修繕の方針	
福島沿岸 四倉海岸	久之浜海 岸	久之浜	いわき市久之浜町久之浜 いわき市久之浜町田之網	砂浜	堤防・護岸 冲合施設	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・大久川河口が隣接しており河口閉塞が懸念されるため、日常巡視等において河口状況に留意する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・定期的に点検・整備を行う。 ・施設を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。	
	久之浜 海岸	田之網	いわき市久之浜町田之網 江之網	砂浜	防潮・潮止橈門 消波施設	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・施設を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。		
		志津	いわき市四倉町 四倉B	崖	その他	堤防・護岸 漁港	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	

施設整備計画

施設整備計画

沿岸名 福島	ゾーン名 いわき	ブロック名 新舞子
-----------	-------------	--------------

●施設整備計画箇所

項目	整備目的	施設種類	施設概要	備考
防護 (高欄)	■ 波の打上高が堆防高を越えるため、堆防・護岸施設により打上げを防ぐ。	堆防・護岸 冲合施設	③四倉・仁井田 L=2100m ④仁井田 草野下神谷 L=900m ⑤仁井田 草野下神谷 L=3700m ⑥夏井 池内 L=2600m	H=T.P.-7.2m H=T.P.-7.2m H=T.P.-7.2m H=T.P.-7.2m (施設は高欄と同一) (施設は高欄と同一)
防護 (浸食)	■ 浸食傾向が強いことから、沖合施設により波を小さくし、砂浜維持・生物及び景観の保全に配慮する。	堆防・護岸 冲合施設	③④⑤⑥仁井田 草野下神谷 L=800m ⑤沼ノ内 L=300m	H=T.P.-7.2m (施設は高欄と同一)
環境	■ 海岸林・砂浜維持・生物及び景観の保全に配慮する。	堆防・護岸 冲合施設	①沼ノ内 L=900m ②仁井田 草野下神谷 L=2600m	沼ノ内 L=300m (施設は高欄と同一)
利用	■ 海辺への近づき易さの機能向上、利便施設の充実を図る。	堆防・護岸	①沼ノ内 L=1000m	富神崎先 (施設は高欄と同一)

防護 — 海岸保全施設 (現況)

海岸保全施設の種類

- 堤防
- 護岸
- 突堤
- 離岸堤
- 消波塊 (工) 消波塊 (工)
- リーフ
- 人工リーフ
- 防潮堤
- 人工海浜
- 重要施設
- 受益地域
- 市街地

環境

- 海岸林
- 砂浜
- 崖
- その他

利用

- 港湾・漁港等区域
- 地区海岸形態
- 地区海岸形態

計画施設

- : 冲合施設
- : 堤防・護岸
- : 消波施設
- : 防潮・潮止機能門
- △: 義浜・ナンドバイバス

以下についてはブロック全域で推進する。

防護：土砂収支の解明と総合砂管理 警戒避難体制の充実
環境：水質・砂浜の浄化、環境教育及び啓蒙活動
利用：水産利用に対する配慮、利用におけるルールづくり
愛護：環境美化活動、ゴミの不法投棄防止対策
日常的な維持管理体制の確立

凡例

新舞子ブロック (四倉漁港～富神崎：海岸延長11.3km)

以下についてはロック全域で推進する。

防護 土砂収支の解明と総合土砂管理、警戒堤
難体制の充実
環境 水質・砂浜の清浄化、環境教育及び啓蒙活動
利用 水陸利用に対する配慮、利用におけるルールづくり
愛護 環境的活動、ゴミの不法投棄防止対策
日常的な維持管理体制の確立

海岸保全施設の 防護——凡例

海岸形態 港湾・漁港等区域
利用 砂浜 崖 その他

計画施設 中：沖合施設
堤防・護岸
消波施設
防潮・潮止橃門
養浜・サンドバイパス

区能形

※堤防は、平成23年東日本大震災以後、一律堤防嵩上げを行ったため、現況の表記を省略している。

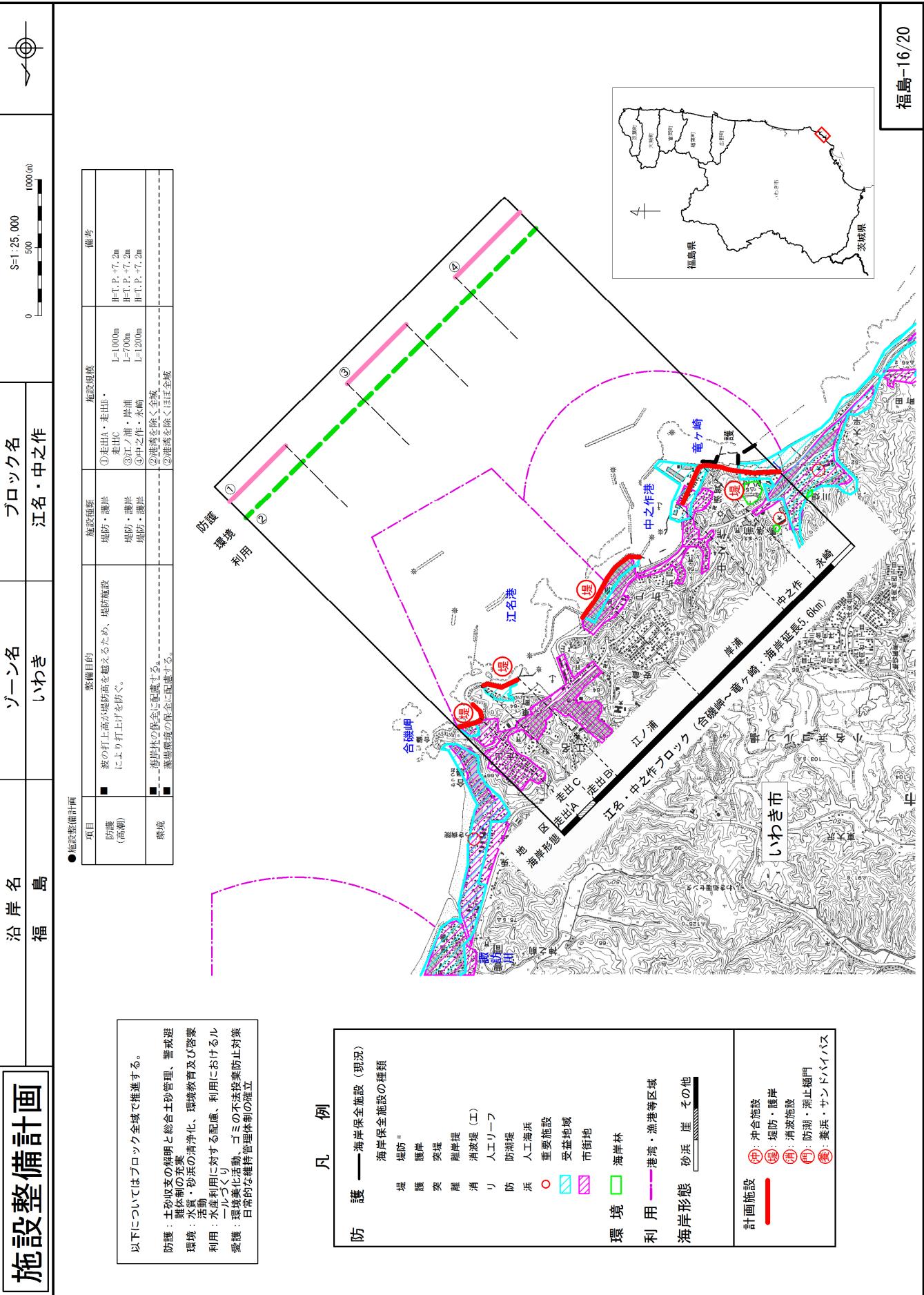
維持修繕の記述一覧

沿岸	海岸	ブロック	地区	住所	海岸形態	施設種類等	維持修繕の方針
四倉海岸	四倉		いわき市四倉町	砂浜	堤防・護岸	堤防・護岸	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
	仁井田		いわき市四倉町	砂浜	堤防・護岸 沖合施設 消波施設	堤防・護岸 沖合施設 消波施設	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・海水浴場として利用されているため、利用者の安全に留意する。
福島沿岸	草野下神谷		いわき市平下神谷	砂浜	堤防・護岸 沖合施設 消波施設	堤防・護岸 沖合施設 消波施設	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・海水浴場として利用されると共に、利用者の安全に留意する。 ・夏井川河口が隣接しており河口閉塞が懸念されるため、日常巡視等において河口状況に留意する。また、河口部はコアジサシの営巣地であり、保全状況に留意する。
	新舞子	夏井	いわき市平下大越 いわき市平藤間	砂浜	堤防・護岸 消波施設	堤防・護岸 消波施設	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・海水浴場として利用されているため、日常巡視に際しては砂浜の汀線変化状況を監視すると共に、利用者の安全に留意する。 ・滑津川河口が隣接しており河口閉塞が懸念されるため、日常巡視等において河口状況に留意する。
平海岸	沼ノ内		いわき市平沼ノ内	砂浜	堤防・護岸 沖合施設 消波施設	堤防・護岸 沖合施設 消波施設	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
	沼ノ内		いわき市平沼ノ内	砂浜 その他	堤防・護岸 漁港	堤防・護岸 漁港	・弁天川河口が隣接しており河口閉塞が懸念されるため、日常巡視等において河口状況に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

維持修繕の記述一覧

沿岸	海岸	ブロック	地区	住所	海岸形態	施設種類等	維持修繕の方針
福島沿岸	薄磯	いわき市平薄磯	砂浜	堤防・護岸 漁港	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・海水浴場として利用されているため、日常巡視に際しては砂浜の汀線変化状況を監視すると共に、利用者の安全に留意する。	日常巡視を実施するため、利用者の安全に留意する。	・日常巡視を実施するため、利用者の安全に留意する。
	豊間B	いわき市平豊間	崖	消波施設	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	日常巡視を実施するため、利用者の安全に留意する。	
	豊間	いわき市平豊間	砂浜 その他	堤防・護岸 沖合施設 漁港	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・海水浴場として利用されているため、日常巡視に際しては砂浜の汀線変化状況を監視すると共に、利用者の安全に留意する。	日常巡視を実施するため、利用者の安全に留意する。	
	平海岸	いわき市平豊間	砂浜 その他	堤防・護岸・柵門	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・海水浴場として利用されているため、日常巡視に際しては砂浜の汀線変化状況を監視すると共に、利用者の安全に留意する。 ・施設を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 ・日常巡視に際してはゲートの稼動及び管渠の埋塞に留意する。	日常巡視を実施するため、利用者の安全に留意する。	

施設整備計画



維持修繕の記述一覧

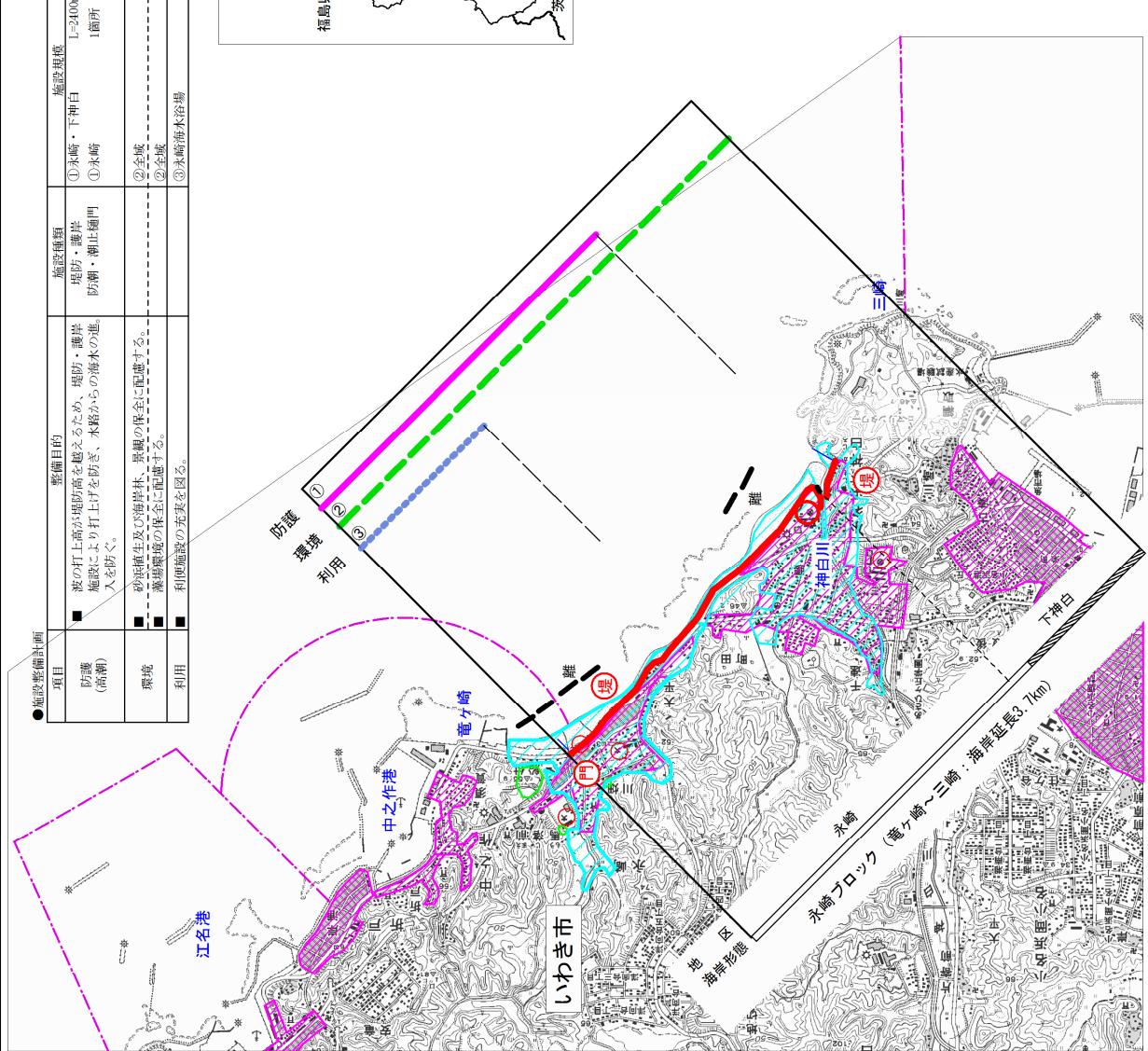
沿岸	海岸	ブロック	地区	住所	海岸形態	施設種類等	維持修繕の方針
福島沿岸 磐城海岸	江名・中之作	走出A	いわき市江名	その他	堤防	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		走出C	いわき市江名	崖	消波施設	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		走出B	いわき市江名	その他	港湾	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
	江ノ作 岸浦	いわき市江名	その他	堤防	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
		江ノ浦	その他	港湾	堤防	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		いわき市中之作	その他	堤防	港湾	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		中ノ作	その他	堤防・護岸	堤防・護岸	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		永崎	いわき市永崎	砂浜	堤防・護岸	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		永崎	その他	その他	堤防・護岸	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	

施設整備計画

沿岸名	ゾーン名	プロジェクト名
福島	いわき	永崎

凡例

防護 — 海岸保全施設 (現況)	海岸保全施設の種類
堤防*	離岸堤
護岸	消波堤 (工)
突堤	人工リーフ
離	防潮堤
消	人工海浜
リ	重要施設
防	受益地域
浜	市街地
環境	海岸林
利用	港湾・漁港等区域
	砂浜
	その他
海岸形態	
計画施設	
	赤: 沖合施設
	青: 堤防・護岸
	緑: 港波施設
	門: 防潮・潮上閘門
	紫: 義浜・サンドバス



以下についてはブロック全域で推進する。

防護・土砂収支の解明と総合土砂管理、警戒避難体制の充実
環境・水質・砂浜の清浄化、環境教育及び啓蒙活動
利用・水産利用に対する配慮、利用におけるルールづくり
愛護・環境美化活動、ゴミの不法投棄防止対策
日常的な維持管理体制の確立

維持修繕の記述一覧

沿岸	海岸	ブロック	地区	住所	海岸形態	施設種類等	維持修繕の方針
福島沿岸 磐城海岸	永崎	永崎	いわき市永崎	砂浜	堤防・護岸 ・涵門	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・海水浴場として利用されているため、日常巡視に際しては砂浜の汀線変化状況を監視すると共に、利用者の安全に留意する。 ・施設を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 ・日常巡視に際してはゲートの稼動及び管渠の埋塞に留意する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

施設整備計画

凡 例

防護 — 海岸保全施設（現況）
海岸保全施設の種類

堤防

護岸

突堤

離岸堤

消波堤（工）

人工リーフ

防潮堤

人工海浜

重要施設

受益地域

市街地

環境

海岸林

港湾・漁港等区域

海岸形態

砂浜

礁

その他

利用

港湾・漁港等区域

海岸形態

砂浜

礁

その他

計画施設

沖合施設

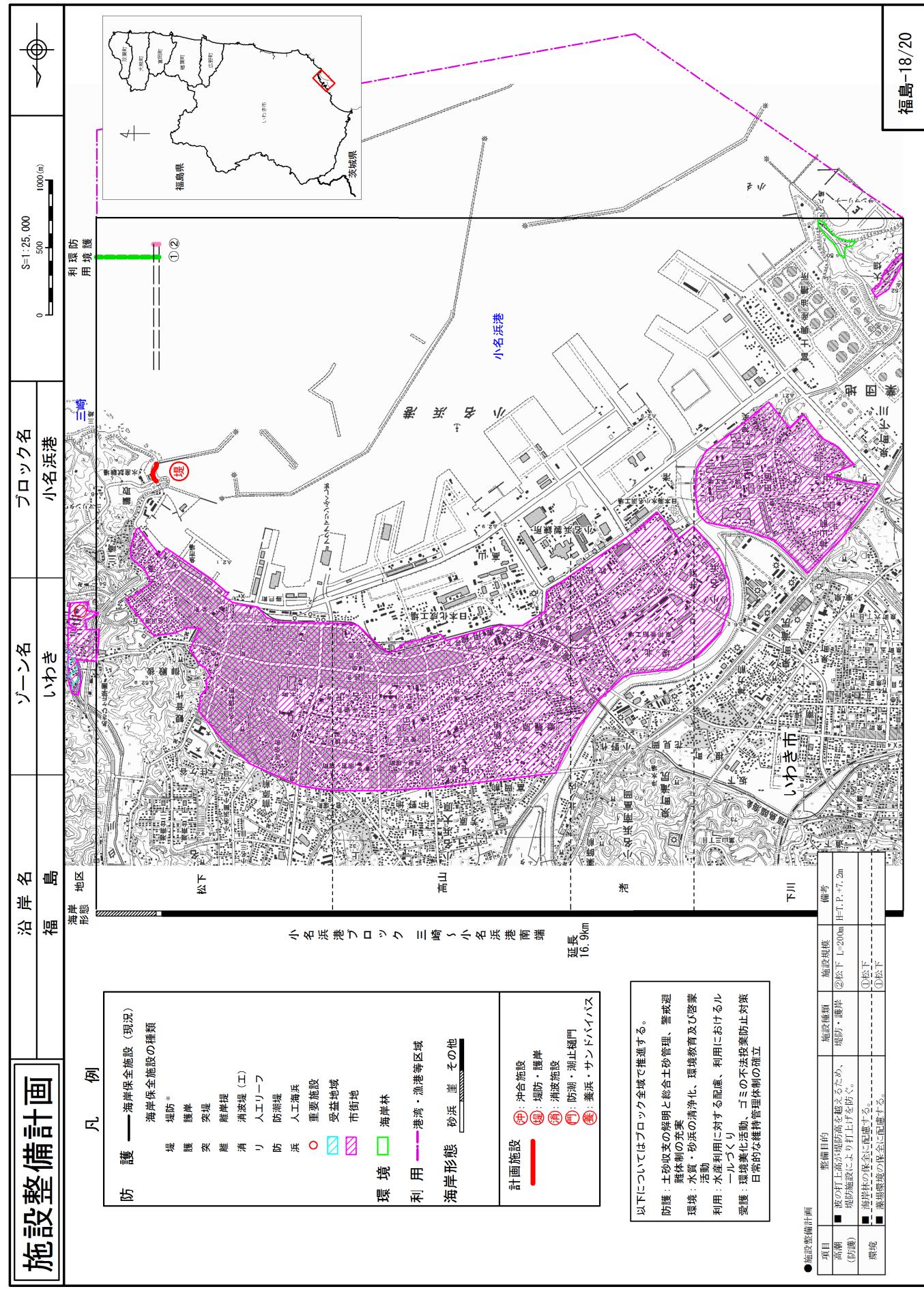
堤防・護岸

消波施設

防潮・潮止閂門

海水浴場

サンドハイバス



維持修繕の記述一覧

沿岸	海岸	ロック	地区	住所	海岸形態	施設種類等	維持修繕の方針
福島沿岸 磐城海岸	小名浜港	松下	いわき市小名浜下神白	砂浜 崖 その他	護岸 港湾	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		高山	いわき市小名浜	その他	港湾	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		渚	いわき市小名浜	その他	護岸 港湾	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		下川	いわき市泉町	その他	護岸 港湾	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	

施設整備計画

沿岸名	ゾーン名	プロック名
防護	いわき	剣浜・小浜

●施設整備計画

凡 例

防護 — 海岸保全施設（現況）

海岸保全施設の種類

堤防*

護岸

突堤

離岸堤

消波堤（工）

人工リーフ

防潮堤

人工海浜

○ 重要施設

□ 受益地域

市街地

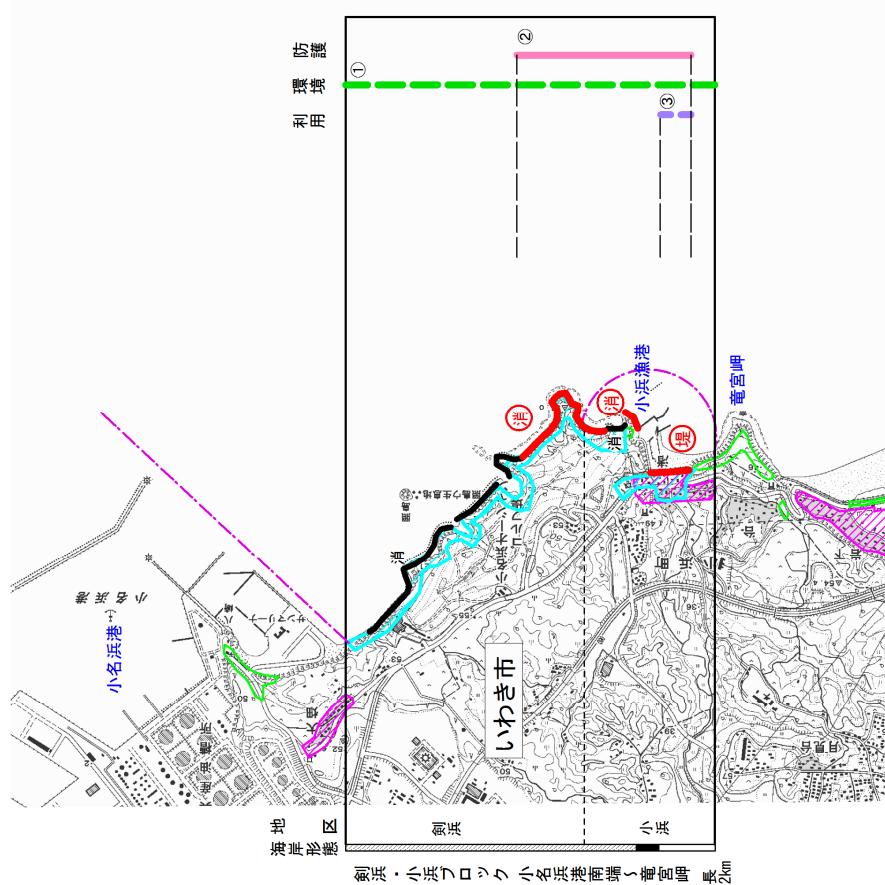
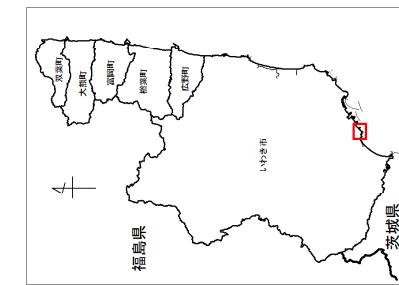
海岸林

利用 — 港湾・漁港等区域

海岸形態

砂浜 崖 その他

項目	整備目的	施設種類	施設規模	備考
防護（高潮）	波の打ち上げを防ぐ。	堤防・護岸	②小浜	H=T.P.+7, 2m
防護（津波）	津波部の浸食が激しいところ、消波施設の設置により堆積の侵食防止を図る。	消波施設	②剣浜・小浜	L=900m
環境	砂浜の保全及び海岸林、景観の保全に配慮する。	①全般	①まほ全文	(砂浜部は砂浜植生及び景観、崖部は海岸林)
利用	海岸へ近づき易さの機能向上を図る。	堤防・護岸	③小浜	L=200m (施設は高潮と同一)



計画施設	①: 沖合施設	②: 堤防・護岸	③: 消波施設	④: 防潮	⑤: 潮止通門	⑥: 養浜 サンドバイバス
—						

以下についてはプロック全域で推進する。

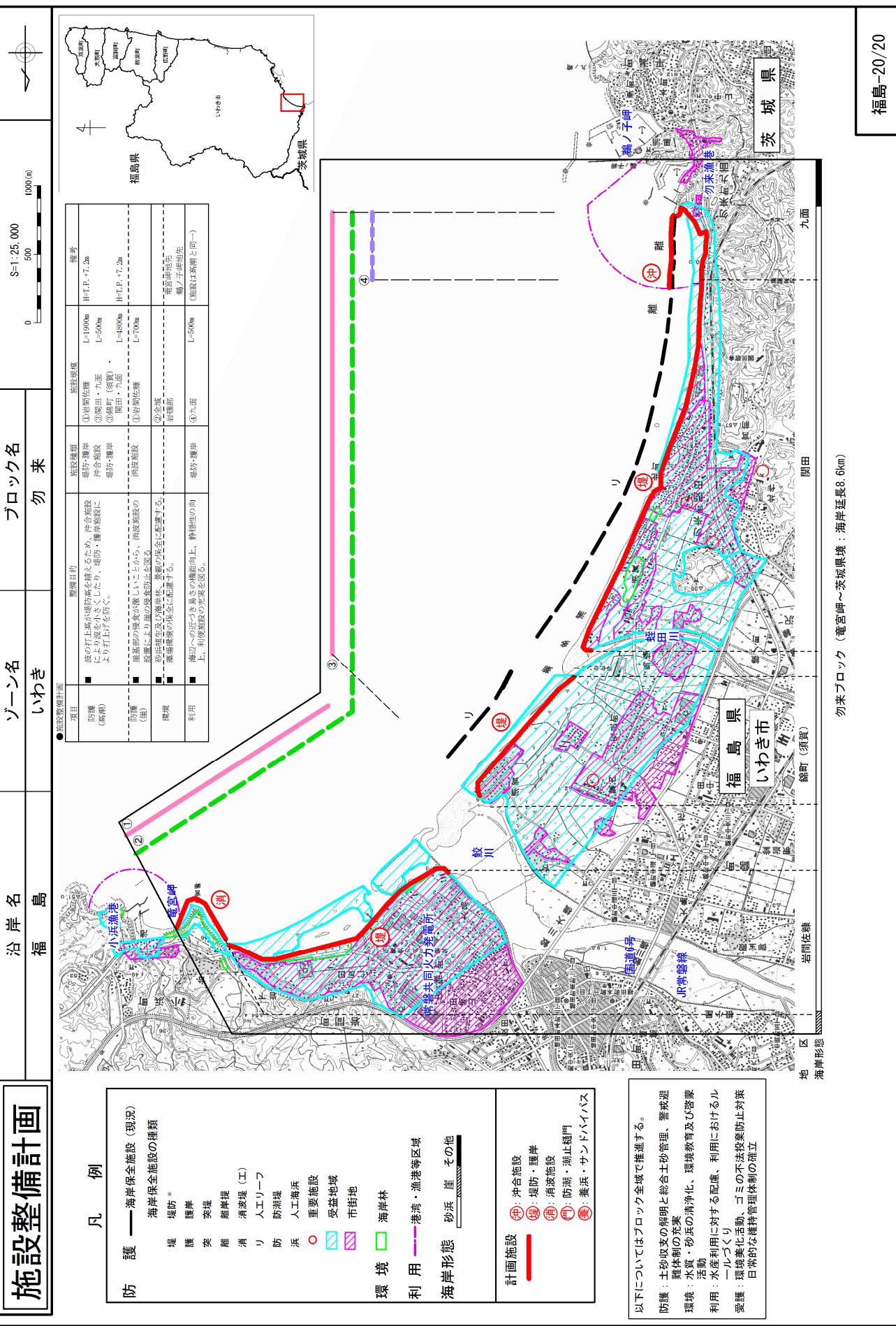
- 防護：土砂吸支の解明と総合土砂管理、警戒避難体制の充実
- 環境：水質・砂浜の清浄化、環境教育及び啓蒙活動
- 利用：水産利用に対する配慮、利用におけるルールづくり
- 愛護：環境美化活動、ゴミの不法投棄防止対策
- 日常的な維持管理体制の確立

*堤防は、平成23年東日本大震災以降、一律堤防嵩の嵩上げを行ったため、現況の表記を省略している。

維持修繕の記述一覧

沿岸	海岸	ブロック	地区	住所	海岸形態	施設種類等	維持修繕の方針
福島沿岸 磐城海岸	磐城海岸	剣浜・小浜	剣浜	いわき市小浜町	崖	消波施設	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		小浜	いわき市小浜町	砂浜	護岸・堤防 消波施設	漁港	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

施設調整備計画



*堤防は、平成23年東日本大震災以降、一律堤防の嵩上げを行ったため、現況の表記を省略している。

維持修繕の記述一覧

沿岸	海岸	ブロック	地区	住所	海岸形態	施設種類等	維持修繕の方針
福島沿岸	勿来海岸	岩間佐糠	いわき市岩間町 いわき市佐糠町	砂浜 崖	堤防・護岸 消波施設	堤防・護岸 消波施設	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
			いわき市錦 錦町須賀	砂浜	堤防・護岸 沖合施設	堤防・護岸 沖合施設	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		勿来	いわき市錦 いわき市勿来町 関田	砂浜	堤防・護岸 沖合施設	堤防・護岸 沖合施設	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・海水浴場として利用されているため、日常巡視に際しては砂浜の汀線変化状況を監視すること共に、利用者の安全に留意する。
			九面	いわき市勿来町九面	砂浜 その他	堤防・護岸 沖合施設 漁港	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

第3 その他

1 情報発信と地域住民の参画

今後、施策を実施し、継続的に展開していくためには、常日頃からの地域住民や利用者などの参画が不可欠である。ともに考え、ともに行動するという観点で、より一層住民・利用者などの参加が図られるよう働きかけるものとし、積極的な情報発信を行っていく。

また、事業実施段階において、海岸保全基本計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、適宜地域住民や利用者などの参画を得ることのできる仕組みづくりの推進を図っていくものとし、以下のような具体的取り組みを実践していく。

- 海岸の各種情報を広報、冊子、インターネット等で発信し、情報を共有化することによって地域住民・利用者などの参画ができる仕組みづくりを推進する。
- 事業実施の際には、事前説明会等の地域住民・利用者などとの話し合いの場を作り、住民合意の形成に努める。

2 計画の見直し

下記のような場合には、本計画の見直しを行うものとする。

- 地形変動や大規模な災害に伴い新たな施設の設置が必要とされる場合。
- 経済状況の変化等、社会的状況に著しい変化が生じた場合。

引用文献

本文中に引用した資料については、それぞれ引用した頁に脚注として示したが、ここに全引用文献を示した。

- 福島県（1987）：昭和62年福島県海岸特性調査
- 福島県（1994）：ふくしまの海岸
- 福島県（1994）：福島県海域環境マップ
- 福島県（1994）：ふくしま沿岸域総合利用構想調査
- 福島県（1995）：ふくしま沿岸域保全利用指針
- 福島県（1995）：常磐（福島）沿岸海岸保全施設の整備基本計画
- 福島県（1995）：第6次海岸事業五箇年計画
- 福島県（1997）：平成9年度福島沿岸海岸侵食調査
- 福島県（2000）：福島県海岸保全区域図
- 福島県（2002、2003）：レッドデータブックふくしまⅠⅡ
- 福島県（2001）：福島県勢要覧
- 福島県（2002）：福島県自然環境情報
- 福島県野鳥の会（1979）：ふるさとの鳥をたずねる
- 福島県植物誌編纂委員会（1987）：福島県植物誌
- 環境庁（1981）：第2回自然環境保全基礎調査
- 環境庁（1989）：第3回自然環境保全基礎調査
- 海上保安庁（1986）：本州南・東岸水路誌
- 気象庁（2001）：アメダス気象データ
- 鈴木敬治（1992）：福島県の地質図、福島県地学のガイド
- 田中茂信他（1993）：地形図の比較による全国の海岸線変化、海講, vol.40, pp.416-420
- 日本の渚中央委員会（1996）：日本の渚100選